

高野町

都市計画マスタープラン

1200年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、
誰もが安心安全・心豊かに暮らせるまち 高野町



令和8年3月
高野町

ごあいさつ



本町は、弘法大師空海が開いた高野山を擁し、1200年以上にわたり信仰と祈りの場として受け継がれてきた、世界に誇る宗教都市です。平成16年には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、国内外から多くの参拝者・観光客を迎える町として、その価値と役割はますます高まっています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化、自然災害への対応など、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、歴史・文化・自然を守りながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

このような背景を踏まえ、「高野町都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本計画は、「第4次高野町長期総合計画」をはじめとする上位計画との整合を図りつつ、高野町全体の将来像を明らかにし、土地利用や都市施設整備の基本的な方向性を示す、都市計画の指針となるものです。

策定にあたっては、世界遺産を有する宗教都市としての特性や、観光と生活が調和したまちづくりのあり方を重視するとともに、住民の皆さまのご意見を反映し、関係機関と連携しながら検討を進めてまいりました。本計画は、おおむね20年後の高野町の姿を見据え、参拝者・観光客を温かく迎えるつ、町民一人ひとりが安心して暮らし続けられるまちを実現するための指針となるものです。

今後は、本マスタープランに基づき、歴史と文化を守り育てながら、世界遺産・観光資源を生かした魅力あるまちづくりを、住民の皆さまとともに進めてまいります。皆さまの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、高野町都市計画審議会委員、町民アンケート等において多くの貴重な意見をいただきました皆様と関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

令和8年3月

高野町長 平野 嘉也

— 目次 —

1 章 高野町都市計画マスタープランについて	1
1-1. 目的と位置づけ	1
1-1-1. 策定の背景と目的	1
1-1-2. 位置づけ	2
1-1-3. 計画対象区域	3
1-1-4. 上位・関連計画	4
1-1-5. 目標年次	12
1-1-6. 計画の構成	13
2 章 高野町の現状と課題	15
2-1. 高野町の概況	15
2-1-1. 広域的な位置づけ	15
2-1-2. 自然的条件	16
2-1-3. 歴史的条件	19
2-1-4. 社会的条件	20
2-1-5. 都市計画等の状況	40
2-2. 町民の意向	44
2-2-1. 調査概要	44
2-2-2. 調査結果(属性)	44
2-2-3. 調査結果(意向の要旨)	45
2-3. 実現に向けた都市計画上の課題	47
3 章 全体構想	49
3-1. 目指すべき都市像	49
3-1-1. まちづくりの基本理念	49
3-1-2. 将来都市構造	50
3-2. 都市の整備方針	56
3-2-1. 土地利用の方針	56
3-2-2. 交通施設の方針	59
3-2-3. 公園・緑地の方針	62
3-2-4. 河川・上下水道の方針	64
3-2-5. その他都市施設の方針	65
3-2-6. 市街地整備の方針	66
3-2-7. 歴史・自然環境保全の方針	67
3-2-8. 景観形成の方針	68
3-2-9. 都市防災の方針	69
4 章 実現化の方策	71
4-1. 実現化に向けたまちづくりの進め方	71
4-1-1. まちづくりを推進するための考え方	71
4-1-2. 町民、事業者、行政の役割	71
4-1-3. 都市計画制度の活用	72
4-1-4. グリーンインフラ、脱炭素社会、まちづくりDXの推進	72
4-2. 実現化に向けた主要施策の取り組み	72
4-3. マスタープランの見直し	73
参考資料	75
用語説明	75
高野町都市計画マスタープランの策定経緯	78
高野町都市計画審議会(名簿)	79

1章 高野町都市計画マスタープランについて

1-1.目的と位置づけ

1-1-1.策定の背景と目的

都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

これは、平成4年の都市計画法改正により、市町村がその創意工夫のもとに「市町村マスタープラン」を定めることとされ、地域の特性に配慮し、住民の意見を反映した都市計画ができるようになりました。

このマスタープランは、上位計画であり高野町のまちづくりの理念となる「第4次高野町長期総合計画」などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

都市計画マスタープランの位置づけ

[都市計画法第18条の2]

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

我が国では、人口減少・少子超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、多発する自然災害、環境問題、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化しています。

近年、それらの変化に適切に対応した持続可能な都市づくりが求められており、平成26年8月には、都市再生特別措置法が改正され立地適正化計画制度が創設、また、平成27年5月には、上位計画に当たる和歌山県の都市計画区域マスタープランも見直しされました。

また、高野町では、一体的なまちづくりを進める都市計画のビジョンである「都市計画マスタープラン」が未策定の状態です。

これらのことから、高野町の目指す魅力的なまちづくりをさらに展開すべく、住民の理解と参加のもと関係部局と連携しながら、まちづくりを進めることを目的に、「高野町都市計画マスタープラン」を策定します。

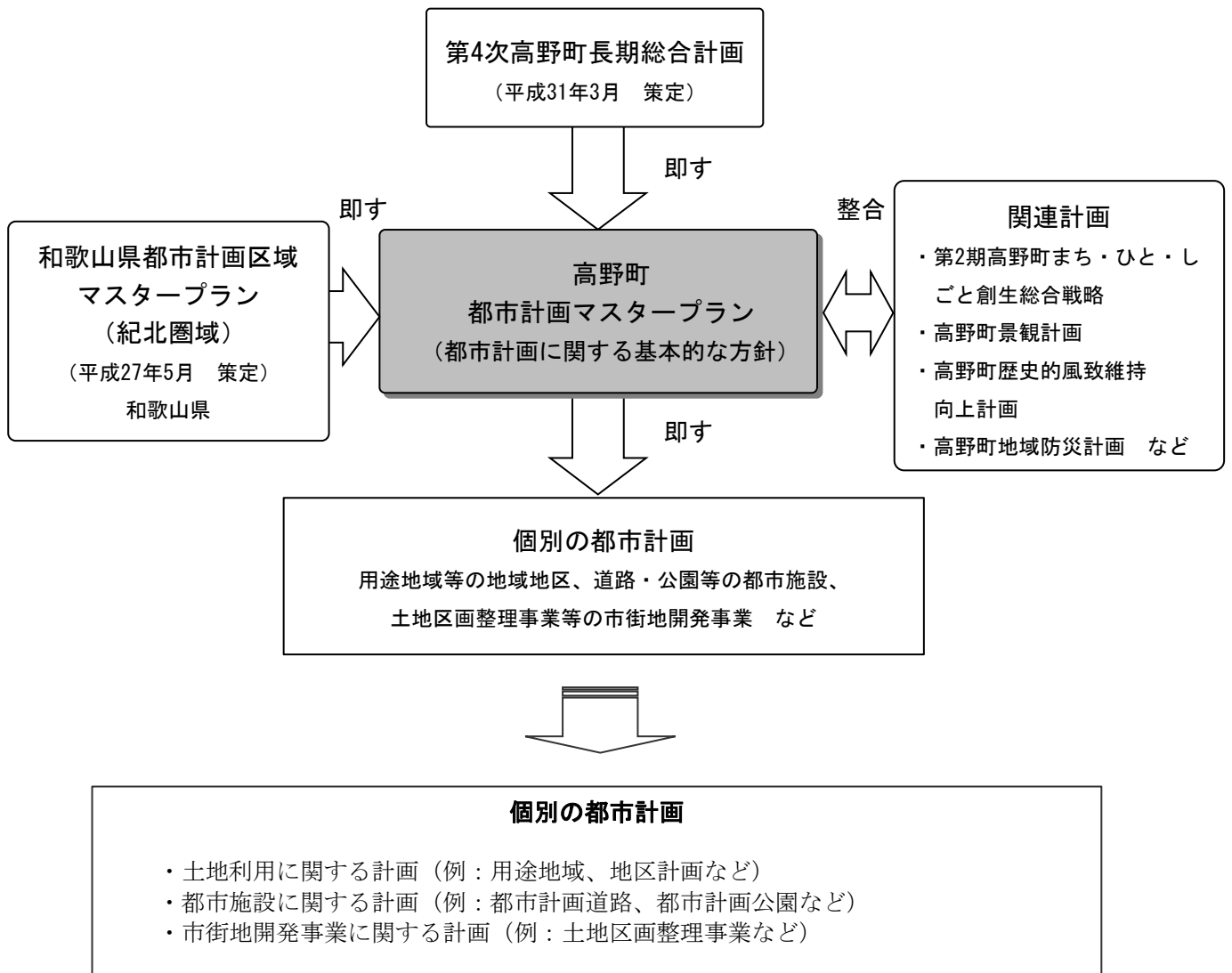
1-1-2.位置づけ

上位計画に即し、関連計画と連動し、計画の整合性を図ります。

高野町都市計画マスタープランは、高野町の最上位計画である「第4次高野町長期総合計画」及び和歌山県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）」を上位計画として位置づけます。

また、高野町の人口減少対策に係わる計画である「第2期まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略」、高野町の景観に係る計画である「高野町景観計画」、高野町固有の歴史的風致の維持・向上を目的とした「高野町歴史的風致維持向上計画」等と連動し、計画の整合性を図ります。

■計画の位置づけ

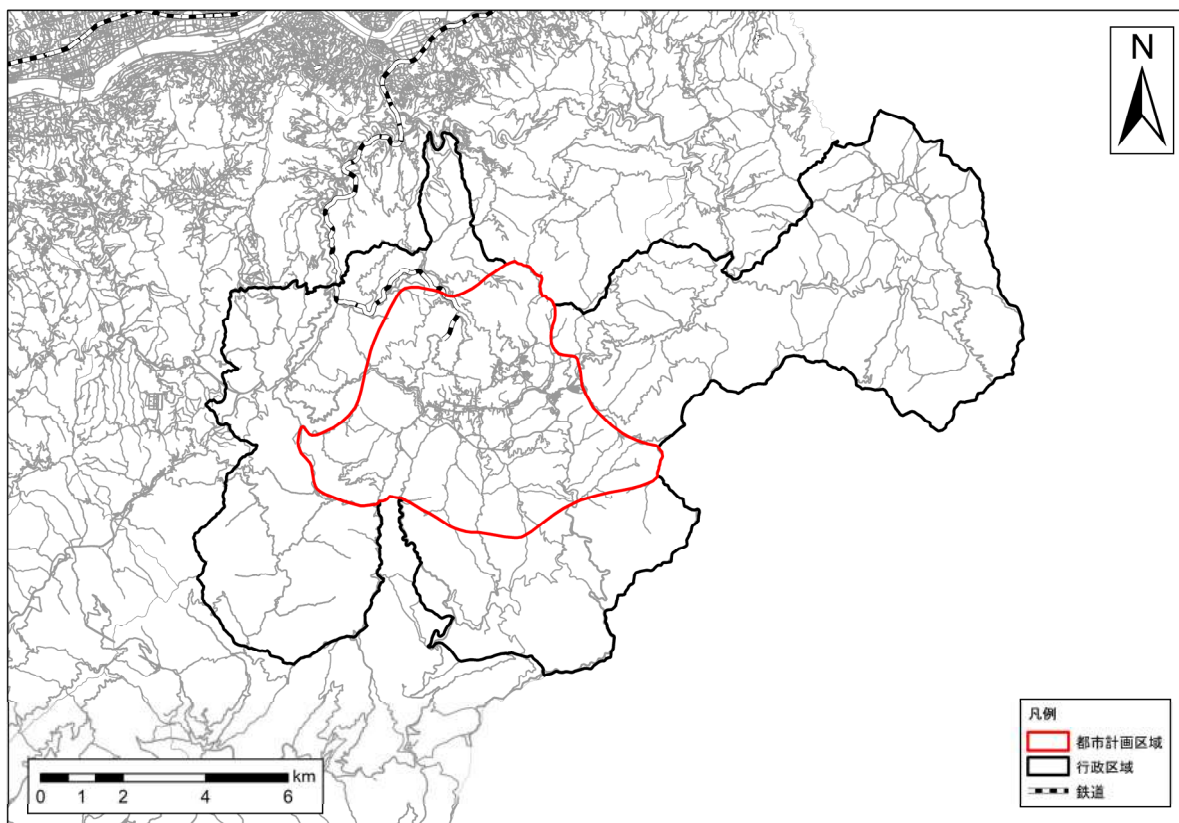


1-1-3.計画対象区域

高野都市計画区域を含む高野町全域を対象とします。

本来、都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象としますが、町全体の土地利用方針など、一体的な都市計画やまちづくりを進めていくことを踏まえ、本マスタープランは高野町全域を対象範囲とします。

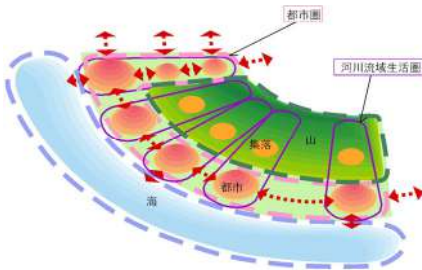
■計画対象区域



1-1-4.上位・関連計画

和歌山県では和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）により、将来像や都市づくりの基本理念等が定められています。

(1) 和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）（H27.5）

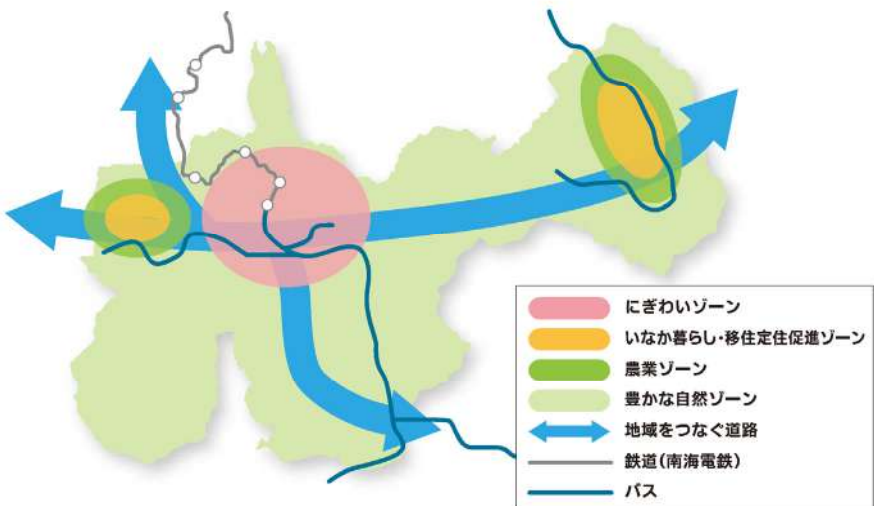
目標年次	令和 17 年
和歌山県が 目指す将来像	<p>「未来に羽ばたく愛着のある郷土 元気な和歌山」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立する都市圏 ・ 緊密に連携する都市ネットワークとコミュニティ ・ 自然環境と共生し相互に補完する都市圏 <div style="text-align: right;"> <p>県土構造のイメージ図</p>  </div>
都市づくりの 基本理念	<p>【基本理念】</p> <p>「きのくにらしい持続可能なまちづくり」</p> <p>【持続可能なまちづくりの5つの条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集約拠点ネットワーク型のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な都市機能と魅力を併せ持つ「和歌山」「橋本」の市街地中心部の再生 ◆ 誰もが暮らしやすく、快適にすごせる美しい市街地の再生 ◆ 都市構造の転換による低炭素都市づくり ◆ 自然、歴史文化などの地域個性豊かな都市づくり ◆ 経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり ◆ 市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進 ・ 交流による活力あるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 歴史文化・農・山川を活かし、価値を創造発信するまちづくり ◆ 交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり ◆ 交流拠点を結び、魅力を高めるネットワークづくり ・ 安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震や津波等に強いまちづくり ◆ 代替性・多重性のある交通体系づくり ◆ 避難・救援の都市システムづくり ◆ 医療・福祉機能が充実した都市づくり ・ 環境共生のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市・市街地を取り巻く自然環境の保全 ◆ 自然を活かす快適な都市環境づくり ◆ 循環型社会を支える都市づくり ◆ 良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり ・ ひと・コミュニティを育むまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくりを支える人を育てる ◆ まちづくりに取り組む組織の活動を支援する ◆ まちづくりの交流の輪を広げる ◆ 誰もが安心して生活できる都市空間づくり

<p>土地利用に関する方針</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街地形成のための土地利用の誘導 ・安全で活力ある都市の形成 ・郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止 ・広域交流を支援する土地利用の誘導 ・防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成 ・優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導
<p>都市計画区域の指定の方針</p>	<p>○都市計画区域の範囲：現状維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体の都市として整備・開発及び保全する必要のある範囲は、既に都市計画区域に指定しています。
<p>用途地域の指定の方針</p>	<p>○用途地域指定の方針：有【検討】（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化的な施設が多い地域であることから、良好な景観や住環境を保全するため、現状の土地利用及び建物用途別現況、開発動向等を把握し、建物の用途・形態・規模を規制し良好な市街地形成を図る必要が高い区域を抽出し、用途地域の必要性について検討します。



(2) 第4次高野町長期総合計画 (H31.3)

<p>計画期間</p>	<p>基本構想：令和1～10年度の10年間 基本計画：令和1～10年度の10年間 実施計画：3か年：毎年度見直し</p>																																													
<p>将来像</p>	<p>『歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町』</p>																																													
<p>将来人口</p>	<p>令和22(2040)年：2,800人 ・将来推計人口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>平成32年</th> <th>平成33年</th> <th>平成34年</th> <th>平成35年</th> <th>平成36年</th> <th>平成37年</th> <th>平成38年</th> <th>平成39年</th> <th>平成40年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口ビジョン</td> <td>3,350</td> <td>3,300</td> <td>3,250</td> <td>3,200</td> <td>3,182</td> <td>3,150</td> <td>3,120</td> <td>3,100</td> <td>3,080</td> <td>3,060</td> <td>3,040</td> <td>3,020</td> <td>3,000</td> <td>2,977</td> </tr> <tr> <td>国立社会保障・人口問題研究所</td> <td>3,350</td> <td>3,250</td> <td>3,150</td> <td>3,050</td> <td>2,956</td> <td>2,900</td> <td>2,850</td> <td>2,800</td> <td>2,750</td> <td>2,700</td> <td>2,650</td> <td>2,600</td> <td>2,550</td> <td>2,224</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：高野町人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所 (平成30(2018)年推計)</p>	西暦	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	人口ビジョン	3,350	3,300	3,250	3,200	3,182	3,150	3,120	3,100	3,080	3,060	3,040	3,020	3,000	2,977	国立社会保障・人口問題研究所	3,350	3,250	3,150	3,050	2,956	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700	2,650	2,600	2,550	2,224
西暦	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年																																
人口ビジョン	3,350	3,300	3,250	3,200	3,182	3,150	3,120	3,100	3,080	3,060	3,040	3,020	3,000	2,977																																
国立社会保障・人口問題研究所	3,350	3,250	3,150	3,050	2,956	2,900	2,850	2,800	2,750	2,700	2,650	2,600	2,550	2,224																																
<p>土地利用</p>	<p>【にぎわいゾーン】 ・高野山地区を中心に、観光産業や商業等が盛んで住民や観光客が集い交流するにぎわうエリアとして、自然や景観に配慮した生活しやすい良好な環境の整備を図ります。</p> <p>【いなか暮らし・移住定住促進ゾーン】 ・花坂地区、細川地区、富貴地区を中心として、のびのびと「いなか暮らし」を送ることができる生活環境の整備を行います。また、空き家や空き地の活用、耕作放棄地等の活用等を進め、移住定住の促進を図ります。</p> <p>【農業ゾーン】 ・花坂地区、筒香地区、富貴地区のそれぞれの特性を活かし、高冷地・中山間地の立地条件を活かした適地適作及び地産地消を推進するとともに、観光農業の振興を目指します。</p> <p>【豊かな自然ゾーン】 ・山林や緑地等の豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然の循環が生まれるよう農林業の活性や適度な木材の活用を推進し、自然を活かした憩いのレクリエーションの場としての利用を図ります。</p>																																													

	<p>■土地利用のイメージ図</p> 
<p>基本計画の体系</p>	<p>基本目標1 『人ひとりが輝き支え合う活力のあるまちづくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人々の交流と支え合うコミュニティづくり ◆高齢者福祉の充実 ◆障害者福祉の充実 ◆社会保障制度の適正運営 ◆多様性の尊重 ◆健やかな生活を送るための健康の促進 ◆過疎対策支援 <p>基本目標2 『人を育むまちづくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子育て環境の整備と充実 ◆学校教育の充実 ◆社会教育の充実 <p>基本目標3 『産業の活力創出に取り組むまちづくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業の振興 ◆林業の振興 ◆商工業の振興 ◆また来てみたい魅力づくり ◆就労の場と機会の創出・確保 <p>基本目標4 『安全で安心な生活を実現するまちづくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住みよい住環境の整備 ◆上水道・下水道の整備 ◆道路・交通の整備 ◆循環型社会の形成 ◆防災・消防力の強化 ◆安全で安心できるまちづくり ◆情報通信技術の利活用促進 ◆医療の充実

	<p>基本目標 5 『豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆文化財等の地域資源の継承 ◆世界遺産の保全と活用 ◆景観の維持・形成 ◆交流の促進 <p>基本目標 6 『効率的な行政運営と財政の確保』</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆効率的な行政運営 ◆安定した財政運営
--	--

(3) 第2期まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略 (R3.3)

計画期間	令和3年度～令和7年度の5年間
基本目標	<p>基本目標①「産業の活力創出に取り組むまちづくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業の活性化 (2) 林業の活性化 (3) 商工業の活性化 <p>基本目標②「『住んでよし、訪れてよし』のまちをつくる」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光産業のさらなる活性化 (2) 交流人口の拡大・移住定住の促進 (3) 豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり <p>基本目標③「すべての世代が生き生き暮らせるまちを創る」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て環境の整備と充実 (2) 福祉の充実 (3) 健康の促進 (4) 教育環境の整備 <p>基本目標④「安全で安心な生活を実現するまちづくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の整備 (2) 防災・消防力の強化 (3) 安全で安心できるまちづくり <p>横断的目標 ～時代に合った地域をつくる～</p>

(4) 高野町景観計画 (H21.3)

計画期間	—
基本方針	<p>○高野町には伝統的な日本建築をつくります。</p> <p>1200年の歴史を持つ高野山には国宝をはじめとする美しい日本建築が多数存在します。これらの景観的に優れた建物はいずれも木造で、勾配屋根をもち、白壁や木壁には端正な窓をもち、軒や庇が深く、高野山の山並みに融和した形態を持ちます。これらの伝統的な木造建築物の屋根、壁、庇、スケール感を基本とした建物をつくっていきます。</p> <p>○高野山の伝統的なかたちや材料を基本とします。</p> <p>高野山の寺院は築地塀に厳粛な門を開き、その内に前庭を持っています。前庭には表玄関、本堂、庫裡等がバランス良く配置され、庫裡や宿坊の背面には八葉の山を借景とする庭を持ちます。一方、商店街は屋根の勾配や軒を揃え、一部には蔵や小庭に高木を植えて街並みを連続させていました。これらの伝統的な形を継承し、あるいは再生していきます。</p> <p>高野山は山内で多くの木材を産出しています。また、様々な職種の職人が住んでおり、外部に頼らずに建築がおこなわれてきました。そのため、屋根や壁の素材の種類は限られており、調和の取れた景観を造りだしてきました。材料の種類を制限し、街並みの連続性を図るとともに、創意工夫により独創的な変化をもたらす景観を創造していきます。</p> <p>○建物や工作物の形状・色彩を周辺環境に調和させます。</p> <p>寺院と商店、住宅が混在する高野町において、周辺の建物や自然環境と調和させて建設をおこなうことが美しいまちなみを創造する上で肝要です。特に周辺の森や地形は修行の場である高野の本質です。これらの自然との接点では自然を主に建物を従として計画します。また、建物や工作物はまちなみとしてみれば公共性の高い物であることを認識し、連続する街並みを最重視します。隣に合わせることを基本とし、奇をてらった形状を用いず、彩度の高い色を使いません。</p> <p>○景観を損なうものをなるべく表に出さないようにします。</p> <p>近年の過剰な看板や自動販売機、エアコンの室外機等景観を損なう物が増えてきました。看板の形態や色、個数を制限し、自動販売機やエアコンの室外機等の機械類は公共空間から見えない位置に設置します。</p> <p>○新しい技術や材料を導入する場合は、周りの風景と調和させます。</p> <p>シャッターやアルミサッシ、コンクリートブロック等の新建材、新工法は利便性や経済性は高いが、歴史ある世界遺産の町の高野町には不似合いである。基本的にはこれらの新しい技術や材料を導入しないよう努めるが、他に代用方法がない場合は色や形状の工夫により周りの素材や建物、風景と調和させます。</p>

(5) 高野町歴史的風致維持向上計画 (R2.3)

計画期間	令和元年度～令和10年度の10年間
方針	<p>(1) 歴史的建造物等周辺のまちなみに関する方針</p> <p>①空き家・空き地対策を進め、修景等を適切に行い、まちなみ景観の向上を図る。</p> <p>②高野町景観計画及び各種のまちづくり施策と整合、連携を図りながら電線の地中化や移設、歴史文化に配慮した夜間景観、道路の美装化、良好な水辺空間の形成等を推進する。</p> <p>(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針</p> <p>①高野町の歴史的建造物で、国または県・町の指定文化財または国の登録有形文化財、国の登録記念物は、文化財保護法や和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）、高野町文化財保護条例（昭和47年高野町条例第9号）に基づき、今後も保存活用を図る。損傷が進行している指定文化財等については、文化庁や和歌山県教育委員会、有識者の助言、支援を得ながら、適切な修繕を行い、積極的な活用を図る。</p> <p>②指定文化財以外の建造物は、本計画に基づき、積極的に歴史的風致形成建造物の指定を検討するとともに高野町文化財保護条例に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく国の登録有形文化財、国の登録記念物の登録を検討し、今後の保存・活用を図る。また、高野町の景観を特徴づけ、かつ、公衆から容易に望見される歴史的建造物は高野町景観条例に基づく景観重要建造物として指定を検討し、保存・活用を図る。これら歴史的建造物の積極的な活用を推進し、町民に対して広く建造物の価値を周知する。</p> <p>③歴史的風致に関係する文化財等の詳細な調査が未実施の箇所については、実態調査を実施し、その成果の記録保存及び情報発信を行う。</p> <p>④損傷が進んでいたり、耐震補強の必要がある歴史的建造物は支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働を検討する。</p> <p>⑤本町に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するため、マスタープランの策定に取り組む。</p> <p>(3) 歴史文化を生かした観光振興等に関する方針</p> <p>①歴史的風致の魅力を示した上で、点と点の移動から面的展開が可能な周遊性と物語性を持った長時間滞在型ルート開発に取り組む。高野山上ルートのブラッシュアップのほか、周辺の集落にも回遊可能なルートを検討する。</p> <p>②平成30年(2018)度開設した高野山観光情報センターが高野町観光のワンストップ拠点としての機能が期待されており、高野町を訪れる人々や町内住民に対して、歴史的風致等に関する情報発信を行い、理解度、満足度を高めるための方法を検討する。</p>

③散策しやすい動線の確保や歩いて周遊できる環境を創出するため、駐車場の再整備やパークアンドライドの利用等により、駐車場利用の不均衡是正を検討するほか、路線バスの利用客乗降に係る時間短縮の工夫等により、渋滞緩和を図る。また、歴史的風致が醸し出す景観に配慮した庭園、休憩所やトイレ等のもてなし拠点整備を図る。

④一方で駐車場整備や道路整備等の内容によってはまちなみの一体性を損なうおそれもあり、高野町の歴史的風致を阻害することのないよう、地域と一体となった計画的な維持整備に取り組んでいく。

⑤歴史的風致の維持向上につながる案内誘導看板や解説板を設置し、老朽化した看板等は更新を検討する。看板等の設置は、世界遺産に配慮した色彩や形状となるよう計画的な整備を図る。

⑥外国人宿泊客数、年間10万人を目指し、歴史・文化を生かした観光振興を図るため、歴史的なまちなみを阻害する建築物などの美装化を実施し、外国人観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。

(4) 歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する方針

①歴史と文化を反映した人々の活動は、担い手の育成や支援に取り組むことにより活動の継承を図る。

②祭礼行事や伝統的技術について、その担い手である地域住民の活動継承に対する自負や使命感の醸成を図るため、講演会等のイベントを開催することにより、積極的な参加を促し、地域連帯の再構築を図る。また、映像や文書による記録保存を推進する。

③将来の担い手については、地域住民や保護団体への支援を実施することにより、後継者育成、伝承者の育成を図る。特に子どもについて、地区の歴史、祭礼等に触れる機会を創出するほか、地域の歴史や文化に関する理解が図られるようにする。

(6) 高野町地域防災計画 (R7.9)

計画期間	—		
基本方針	(1) 職員の災害対応能力向上 (2) 地域の防災力向上 (3) 多層的なネットワークの構築		
防災上の拠点 施設及び輸送 拠点施設	○地域防災拠点		
	名称	所在地	区分
	高野山高等学校グラウンド	高野町大字高野山 212	グラウンド
	高野山中学校グラウンド	高野町大字高野山 26-2	グラウンド
	高野町森林公園ちびっこ野球場	高野町大字高野山 26-2	グラウンド
	富貴小学校グラウンド	高野町大字東富貴 202	グラウンド
	高野町防災ヘリポート	高野町大字高野山内子谷川 13-4	ヘリポート
	高野町富貴ヘリポート	高野町大字西富貴宮の本 378-3	ヘリポート
	○物資集積拠点		
	名称	所在地	区分
	高野町役場庁舎	高野町大字高野山 636	庁舎
	鶯谷会館	高野町大字高野山 36	集会場
	元町民体育館	高野町大字高野山 486	体育館
	高野山会館	高野町大字高野山 486	会館
富貴トレーニングセンター	高野町大字西富貴 416-1	トレーニングセンター	
○救助活動拠点			
名称	所在地	区分	
高野町屋内多目的広場	高野町大字高野山 144-24	コート	
高野山森林公園駐車場	高野町大字高野山 45-10	駐車場	
高野山森林公園林間イベント広場	高野町大字高野山 45-31	広場	
高野山森林公園多目的広場	高野町大字高野山 45-56	広場	
高野山スキー場	高野町大字高野山 45-17	広場	
金剛峯寺前第2駐車場	高野町大字高野山 350	駐車場	
大門南駐車場	高野町大字高野山字内子谷川 13-9	多目的広場	

1-1-5.目標年次

令和27年度(2045年度)を目標年次とします。

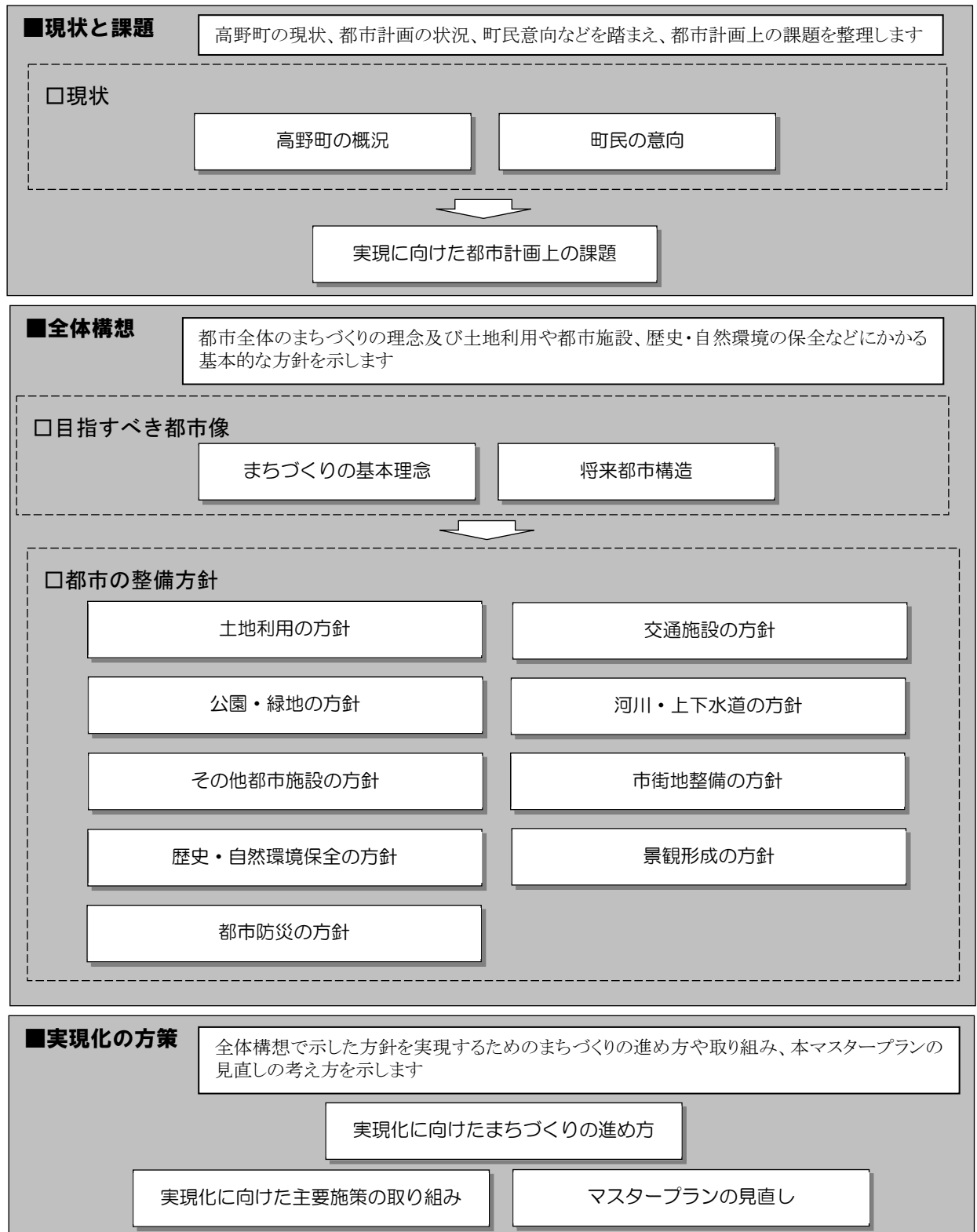
本マスタープランにおいては、令和8年度(2026年度)を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し、20年先の令和27年度(2045年度)を目標年次とします。なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

1-1-6.計画の構成

本マスタープランは「全体構想」を主な内容として構成します。

本マスタープランにおいては、「全体構想」を主な内容として構成し、「全体構想」は「現状と課題」を踏まえて示しています。また、「全体構想」を実現するための方策として「実現化の方策」も示しています。

■計画の構成と策定の流れ



2章 高野町の現状と課題

2-1.高野町の概況

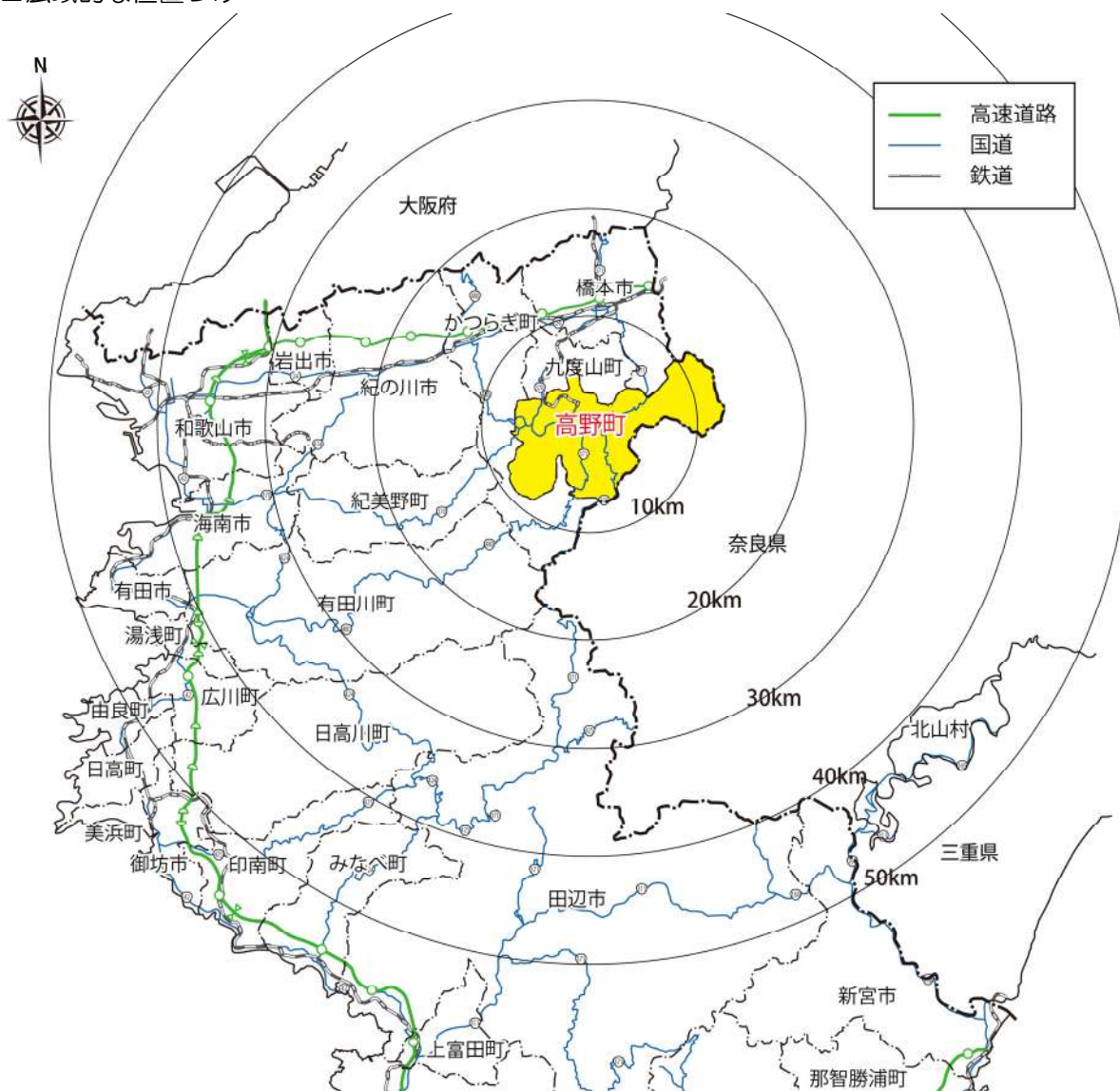
2-1-1.広域的な位置づけ

高野町は和歌山県の北東部、伊都郡の東南高地に位置しています。

高野町は、和歌山県の北東部、伊都郡の東南高地に位置しており、東南部は奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と隣接しています。

町の総面積は 137.03km² で、和歌山県面積（4,725km²）の約 2.9%を占めています。

■広域的な位置づけ



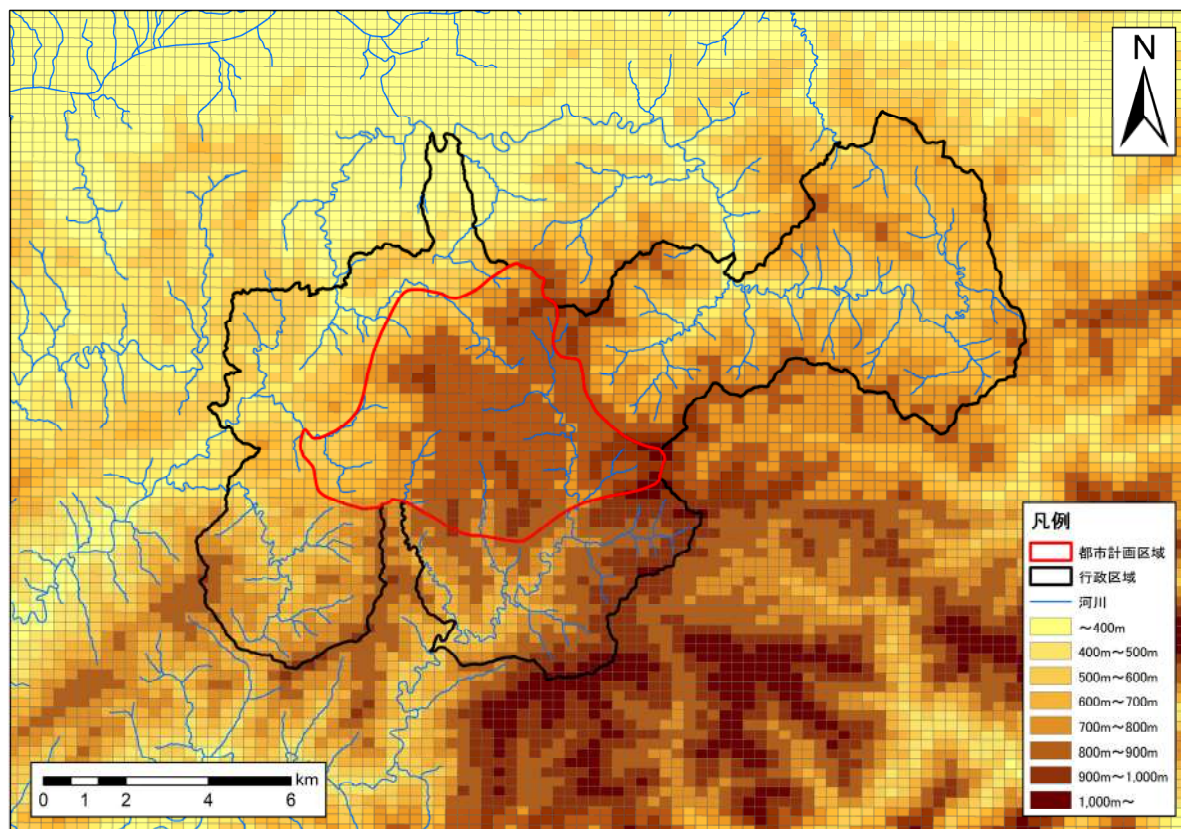
2-1-2.自然的条件

(1) 地形

海拔 200m～1,100m 級の連峰が累積するなど、高地が広がっています。

高野町は、海拔 200m～1,100m 級の連峰が累積し、都市計画区域内では標高 800m 以上と比較的高くなっています。また、総面積の 90%以上を山林が占めています。

■地形



資料:国土数値情報

(2) 自然災害等

①災害履歴

令和5年6月に発生した台風2号により、床上・床下浸水の被害、及び道路の全路線で一時通行止めが発生しました。

高野町内で過去に発生した主な災害として、令和5年6月の台風2号により6時間で合計100mm、その後1時間に約52mmの大雨が降り、内水氾濫による床上・床下浸水等の被害が発生しました。また、一時的に道路の全路線が通行止めとなり、高野山が孤立状態となりました。

■令和5年6月に発生した台風2号による被害（降水量、床上・床下浸水）

令和5年6月2日の高野山降水量			
時	降水量(mm)	時	降水量(mm)
1	1.0	13	52.5
2	1.0	14	34.5
3	1.5	15	4.0
4	7.5	16	15.5
5	2.5	17	7.5
6	3.0	18	23.5
7	20.5	19	13.0
8	15.5	20	25.0
9	14.0	21	19.0
10	20.5	22	10.0
11	9.5	23	4.0
12	18.0	24	9.0
7~12	98.0	合計	332.5

資料：庁内資料

床上・床下浸水件数		
地域・地区	床上浸水(件)	床下浸水(件)
花坂	1	3
細川	-	2
玉川通り	-	2
蓮花谷	2	5
東小田原	-	3
五の室	-	1
うぐいす谷	-	1
奥之院	-	1

資料：庁内資料

・高野山蓮花谷地区の浸水の状況



資料：庁内資料

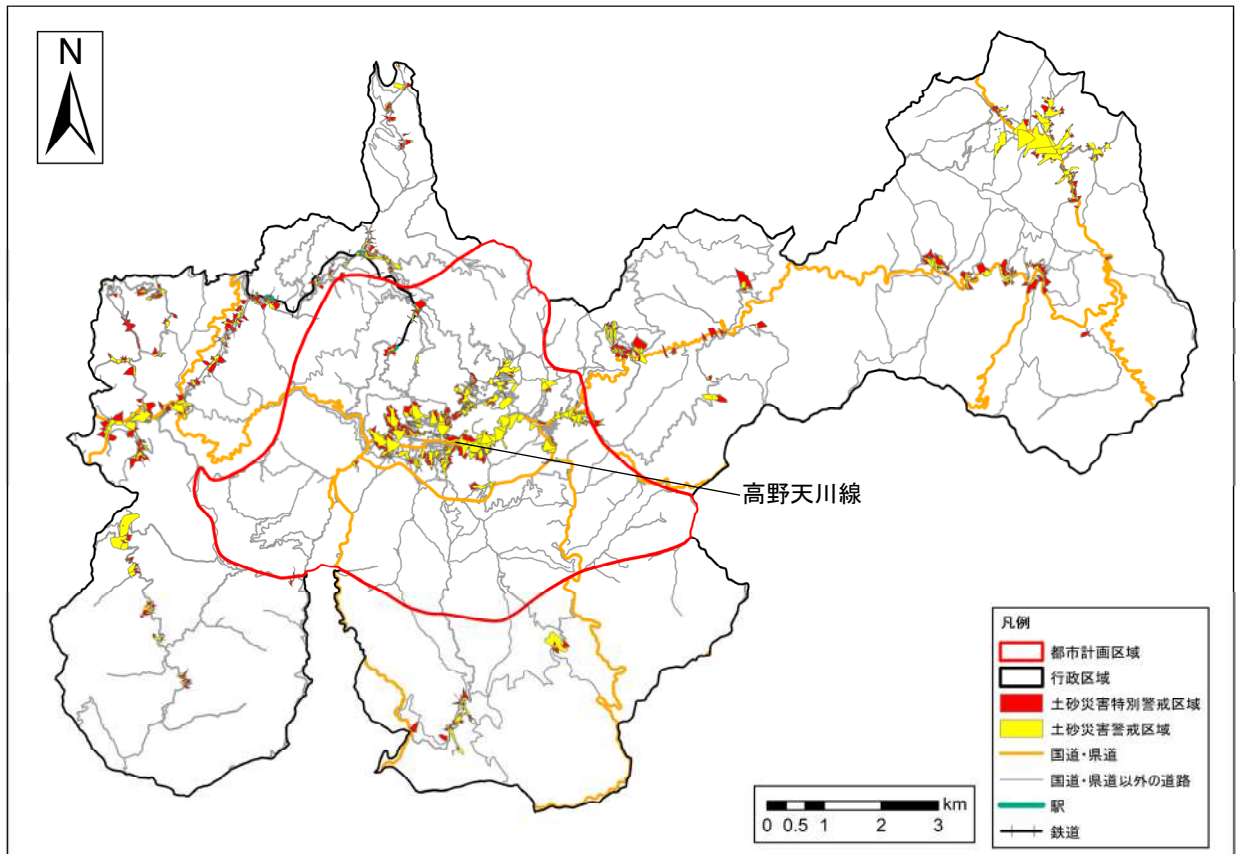
②土砂災害

高野天川線沿い等において、土砂災害警戒区域が指定されています。

都市計画区域内の高野天川線沿い等で土砂災害警戒区域がみられ、一部では土砂災害特別警戒区域もみられるなど、土砂災害リスクが高いことが伺えます。

激甚化する気象災害のなかで、今後も土砂災害への備えを進めていく必要があります。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



資料:国土数値情報

2-1-3.歴史的條件

(1) 歴史

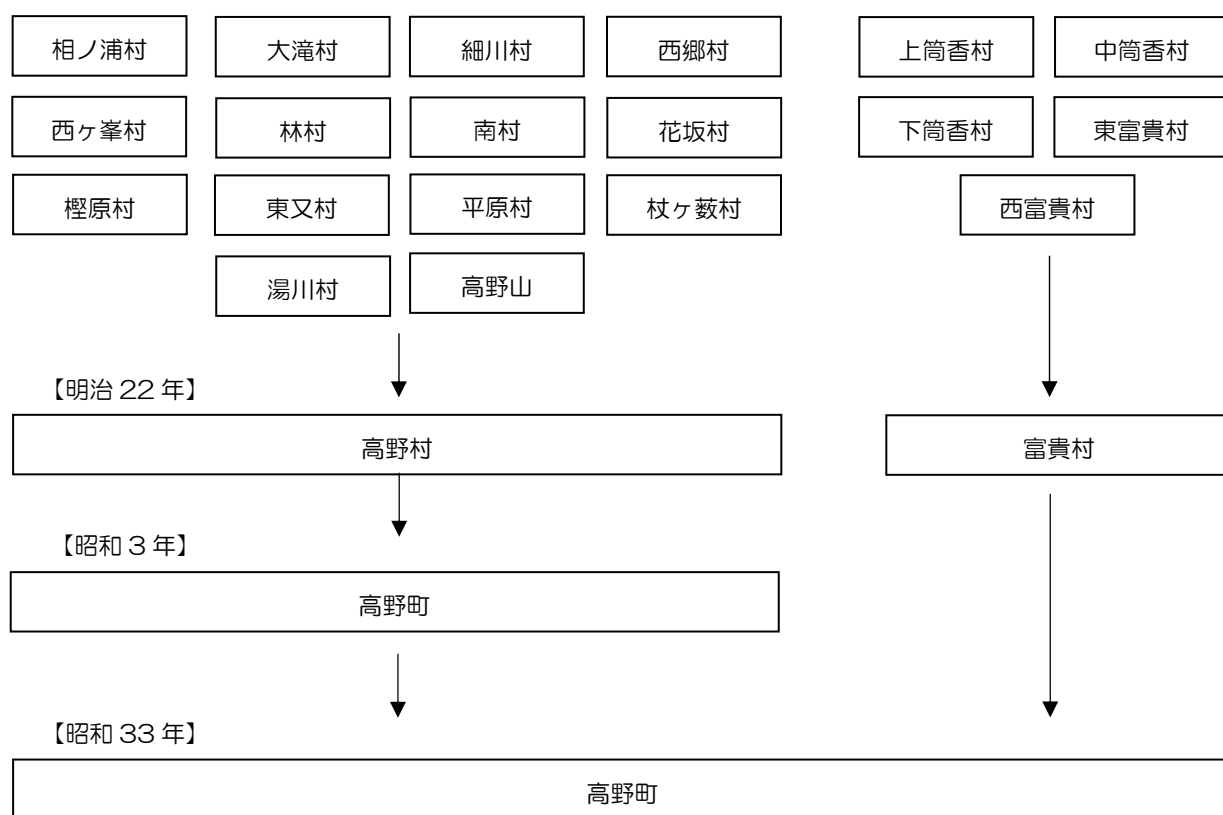
昭和 33 年に高野村と富貴村が合併し、高野町が誕生しました。

高野町は今からおよそ 1200 年前の高野山開創から明治初年まで寺領として管理され、明治 4 年廃藩置県によって和歌山県に属し、明治 11 年郡区町村編成法の実施とともに 14 大字で高野村を組織し、明治 22 年 4 月、町村制の施行により高野村となりました。

昭和 3 年 11 月 1 日に町制を施行して高野町となり、さらに昭和 33 年 6 月 1 日、町村合併促進法に基づいて、富貴村と合併し、今日に至ります。

町の中心である高野山上は、町人口の約 70%を占め、産業、文化、経済の中心地であり、わが国有数の山岳仏都、観光の町として発展しています。

■高野町の合併の変遷



2-1-4.社会的条件

(1) 人口・世帯

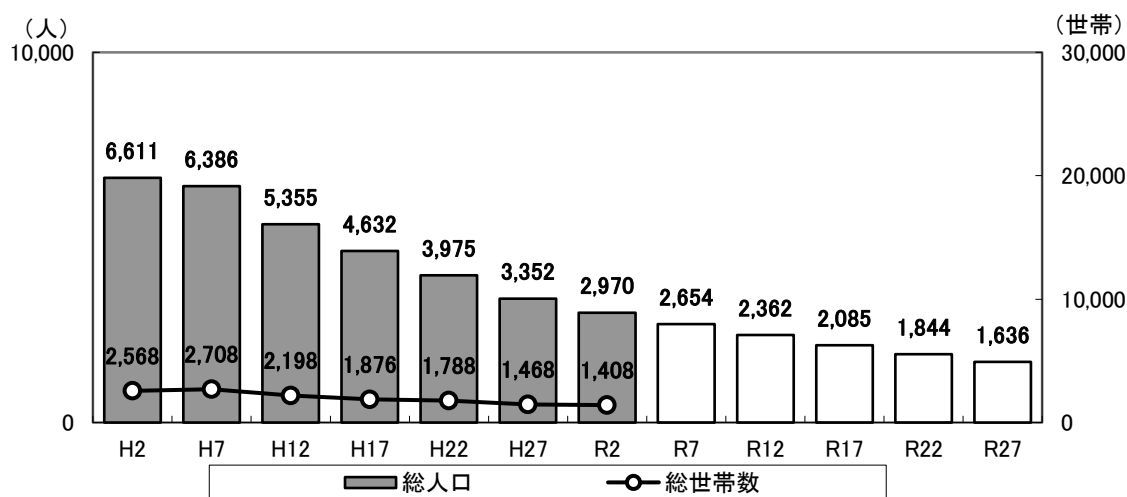
①町全域の人口・世帯

今後も人口は減少傾向が続くことが予測されています。

町全体の人口は、令和2年の国勢調査によると2,970人であり、平成2年の約半数まで減少しています。また、今後もさらに減少が続くことが予測されています。

世帯数も平成7年以降減少傾向を示しており、令和2年で1,408世帯となっています。

■人口・世帯数の推移（将来推計も含む）



資料：国勢調査（～R2）

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
国立社会保障・人口問題研究所より

②地域別の人口・世帯

ほぼ全ての地域で人口及び世帯数減少がみられます。

地域別の人口変化（平成17年～令和2年）をみると、ほぼ全ての地域で人口減少がみられ、最も人口の多い高野山地域では約30%、次点で人口の多い東富貴地域では約50%の減少がみられます。

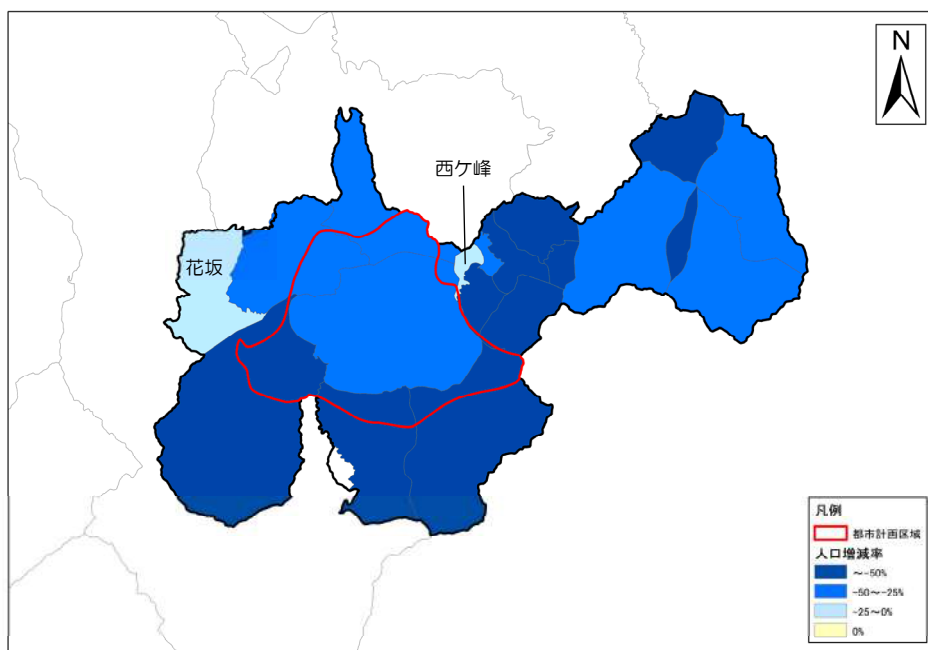
同様に、地域別の世帯数変化（平成17年～令和2年）をみると、ほぼ全ての地域で人口減少がみられ、最も世帯数の多い高野山地域では約20%、次点で世帯数の多い東富貴地域では約30%の減少がみられます。

■地域別の人口・世帯

地域	人口(人)					世帯数(世帯)				
	H17	H22	H27	R2	H17-R2 増減率(%)	H17	H22	H27	R2	H17-R2 増減率(%)
高野山	3,411	2,944	2,539	2,330	-31.7%	1,318	1,301	1,051	1,054	-20.0%
西郷	65	58	50	38	-41.5%	32	29	31	25	-21.9%
細川	133	104	101	74	-44.4%	58	57	48	36	-37.9%
花坂	181	167	151	136	-24.9%	65	58	58	57	-12.3%
湯川	39	31	40	7	-82.1%	22	17	12	5	-77.3%
相ノ浦	23	23	20	11	-52.2%	17	13	13	7	-58.8%
大滝	14	12	11	6	-57.1%	8	7	7	4	-50.0%
西ヶ峰	3	6	3	3	0.0%	2	4	2	2	0.0%
林	15	12	9	9	-40.0%	7	5	4	4	-42.9%
南	21	13	12	7	-66.7%	11	9	8	4	-63.6%
平原	2	2	0	0	-100.0%	1	2	0	0	-100.0%
檜原	2	2	2	0	-100.0%	1	1	1	0	-100.0%
東又	3	2	1	0	-100.0%	2	1	1	0	-100.0%
杖ヶ藪	12	12	9	3	-75.0%	9	9	7	1	-88.9%
東富貴	383	299	232	195	-49.1%	158	135	116	112	-29.1%
西富貴	220	178	127	102	-53.6%	100	88	69	64	-36.0%
上筒香	54	49	35	28	-48.1%	34	30	23	18	-47.1%
中筒香	31	19	15	10	-67.7%	17	10	8	7	-58.8%
下筒香	20	17	15	11	-45.0%	14	12	9	8	-42.9%
合計	4,632	3,950	3,372	2,970	-35.9%	1,876	1,788	1,468	1,408	-24.9%

資料: 国勢調査

■地域別の人口の増減（H17-R2）

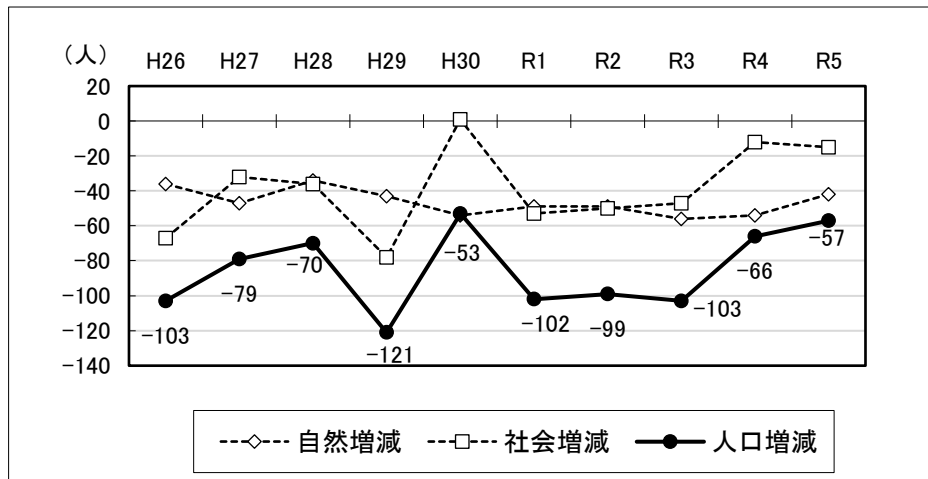


③人口動態

人口については 50～120 人前後の減少が続いており、令和 3 年以降は減少幅が縮小傾向にあります。

高野町の自然増減（出生数－死亡数）は、近年はおおむね 30 人～50 人程度の減少で推移し、社会増減（転入者数－転出者数）は、平成 30 年以外は 0 人～70 人程度の減少で推移しています。トータルの人口増減（自然増減＋社会増減）は 50～120 人前後の減少が続いており、令和 3 年以降は減少幅が縮小傾向にあります。

■自然増減・社会増減の推移



資料：住民基本台帳

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生数	22	11	24	13	10	13	16	8	9	6
死亡数	58	58	58	56	64	62	65	64	63	48
自然増減	-36	-47	-34	-43	-54	-49	-49	-56	-54	-42
転入	142	146	143	101	136	126	110	106	139	139
転出	209	178	179	179	135	179	160	153	151	154
社会増減	-67	-32	-36	-78	1	-53	-50	-47	-12	-15
人口増減	-103	-79	-70	-121	-53	-102	-99	-103	-66	-57

資料：住民基本台帳

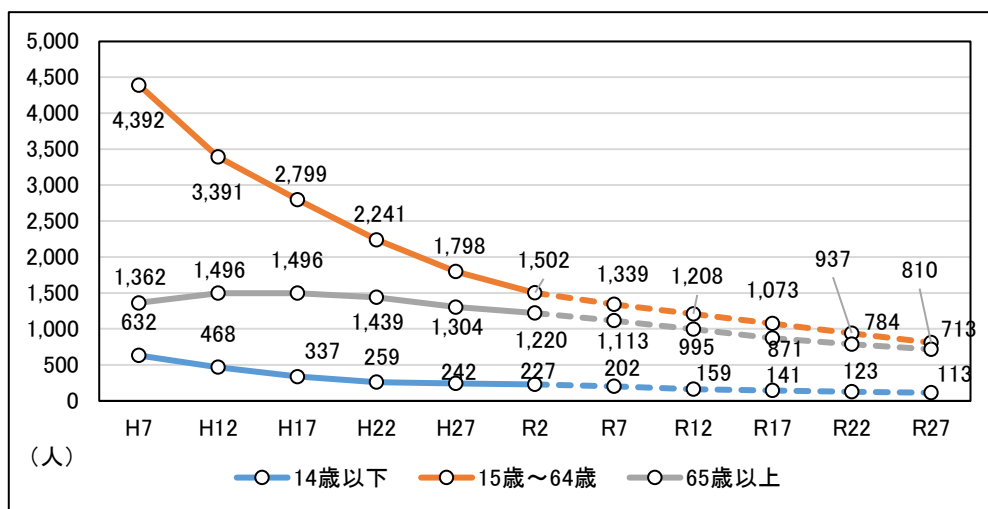
④年齢別人口割合

老年人口割合が増加する一方で、年少人口割合、生産年齢人口割合の減少が続いており、今後は特に生産年齢人口割合のさらなる減少が予想されます。

令和2年の年齢別人口をみると、14歳以下（年少人口）が227人（7.7%）、15歳～64歳（生産年齢人口）が1,502人（50.9%）、65歳以上（老年人口）が1,220人（41.4%）となっています。

年齢別人口割合を経年でみると、65歳以上（老年人口）が増加傾向、14歳以下（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向にあり、特に生産年齢人口割合のさらなる減少が予想されます。

■年齢別人口の推移



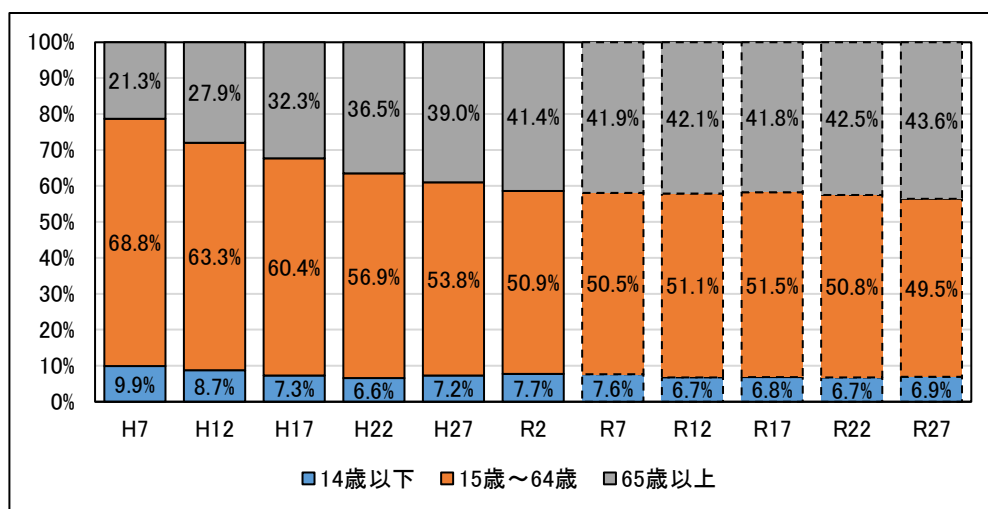
※年齢不詳は除く

資料: 国勢調査(～R2)

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(令和5)(2023)年推計)」

国立社会保障・人口問題研究所より

■年齢別人口割合の推移



※年齢不詳は除く

資料: 国勢調査(～R2)

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(令和5)(2023)年推計)」

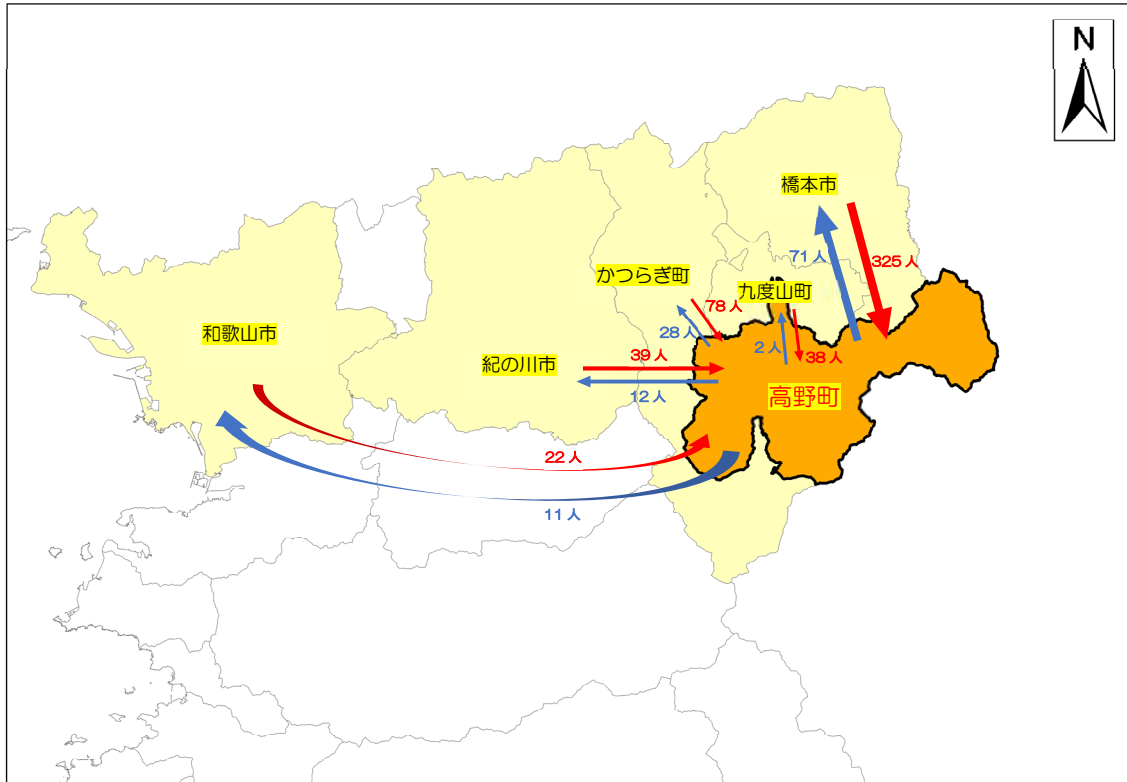
国立社会保障・人口問題研究所より

⑤通勤・通学

隣接する橋本市との間で、通勤・通学の移動が多くみられます。

令和2年の国勢調査によると、就業者・通学者は隣接する橋本市との移動が最も多くみられ、次点でかつらぎ町や紀の川市との移動がみられます。

■就業者・通学者の移動



← 高野町に在住する就業者・通学者 1,923人 →

流入 711人	本町に常駐し、本町で従業・通学 1,661人	流出 262人
------------	---------------------------	------------

← 高野町で従業・通学 2,372人 →

高野町への就業者・通学者の常住地		就業者・通学者数 割合	
和歌山県	高野町	1,661	70.03%
	橋本市	325	13.70%
	かつらぎ町	78	3.29%
	紀の川市	39	1.64%
	九度山町	38	1.60%
	和歌山市	22	0.93%
	その他の市町村	41	1.73%
大阪府		66	2.78%
奈良県		25	1.05%
其他都道府県		27	1.14%
不詳		50	2.11%
計		2,372	-

高野町からの就業地・従業地		就業者・通学者数 割合	
和歌山県	高野町	1,661	86.38%
	橋本市	71	3.69%
	かつらぎ町	28	1.46%
	紀の川市	12	0.62%
	九度山町	2	0.10%
	和歌山市	11	0.57%
	その他の市町村	8	0.42%
大阪府		38	1.98%
奈良県		35	1.82%
其他都道府県		7	0.36%
不詳		50	2.60%
計		1,923	-

資料: 国勢調査 (R2)

(2) 産業

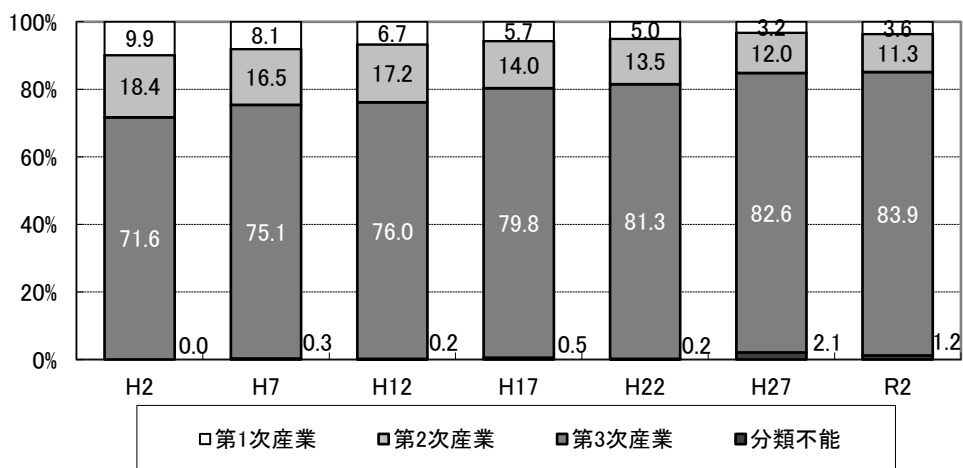
①産業大分類

第3次産業に従事する割合が高く、増加傾向です。

第3次産業の就業人口割合は増加傾向にあり、令和2年では、83.9%となっています。また、第1次産業割合及び第2次産業の就業人口割合は、ともに減少傾向にあります。

就業人口全体としては減少傾向にあり、令和2年では1,565人で、平成2年と比べて約半数の値となっています。

■産業大分類別就業者数の推移



	単位	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020
就業者数	(人)	3,036	2,897	2,486	2,270	1,989	1,734	1,565
第1次産業	(人)	302	236	166	129	99	56	56
第2次産業	(人)	560	477	427	318	269	208	177
第3次産業	(人)	2,173	2,176	1,889	1,812	1,617	1,433	1,313
分類不能	(人)	1	8	4	11	4	37	19
就業率	(%)	45.9	45.4	46.4	49.0	50.0	51.7	52.7

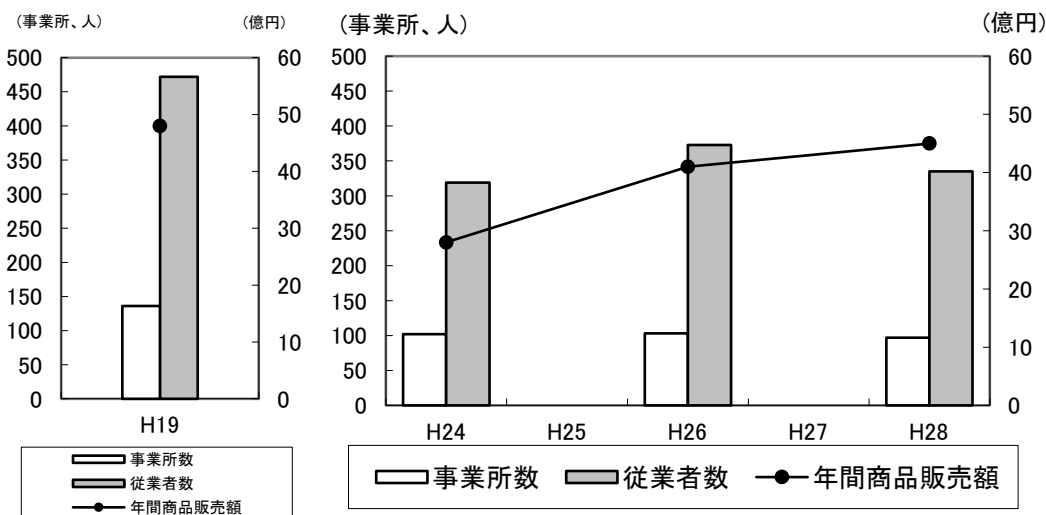
資料: 国勢調査

②商業

平成 24 年以降、事業所数は横ばいで推移し、従業者数は上下し、年間商品販売額は増加しています。

平成 24 年から平成 28 年にかけて、事業所数は 100 前後で推移し、従業者数は 310～380 人の間で上下し、年間商品販売額は 28 億円から 45 億円に増加しています。

■年間販売額、従業者数、事業者数の推移



単位	平成19年			平成24年			平成26年			平成28年		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (億円)
高野町	136	472	48	102	319	28	103	373	41	97	335	45

※平成19年商業統計調査は調査対象が異なるため、参考値。

資料：商業統計調査(H19,H26)経済センサス活動調査(H24,H28)

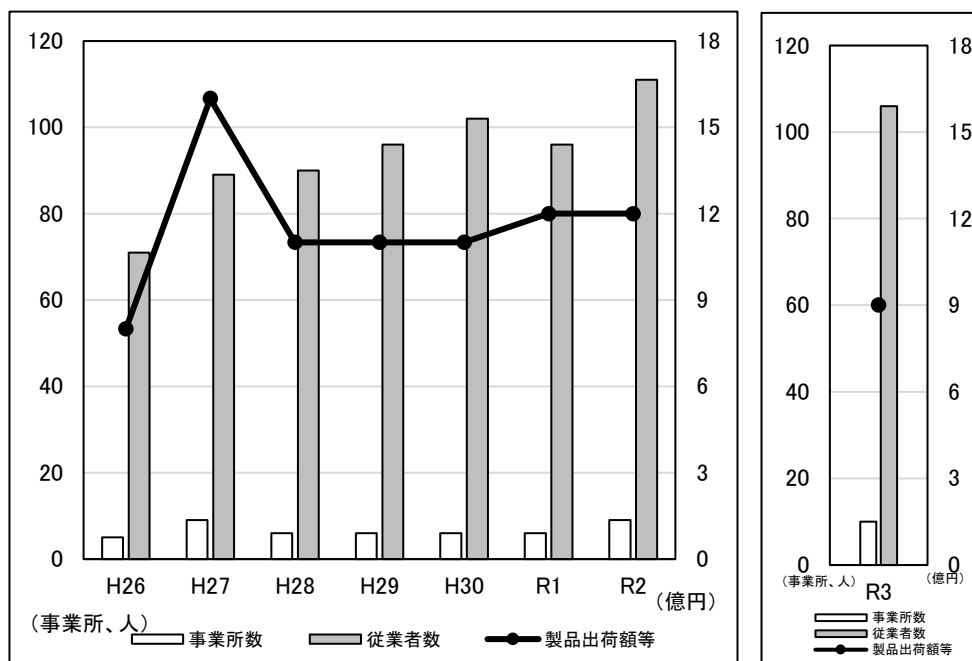
③工業

事業所数はほぼ横ばい、従業者数は増加傾向、製造品出荷額等は平成 28 年以降ほぼ横ばいで推移しています。

平成 26 年から令和 3 年にかけて、事業所数は 10 事業所前後、従業者数は 100 人程度まで増加、製造品出荷額等は平成 28 年以降、10 億円程度でほぼ横ばいで推移しています。

■事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業所数 (事業所)	5	9	6	6	6	6	9	10
従業者数 (人)	71	89	90	96	102	96	111	106
製品出荷額等 (億円)	8	16	11	11	11	12	12	9



※経済構造実態調査は調査対象が工業統計調査・経済センサス活動調査とは異なるため、参考値として記載。

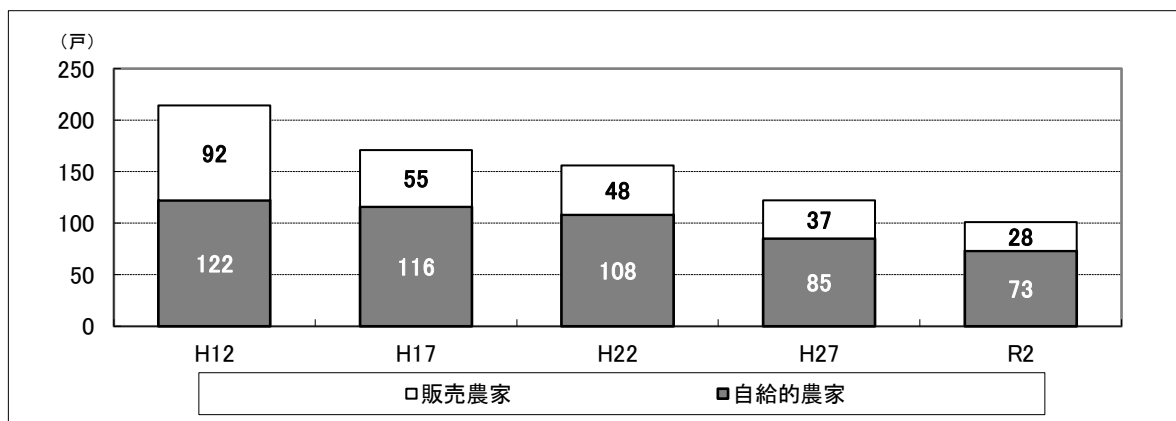
資料：工業統計調査(H26,H28～R1)、経済センサス活動調査(H27,R2)、経済構造実態調査(R3)

④農業

農家数全体及び販売農家、自給的農家ともに減少傾向にあります。

農家数全体及び販売農家、自給的農家ともに減少傾向にあり、割合で見ると、販売農家は平成 17 年以降減少が続き、令和 2 年には 27.7%となっています。

■農家数の推移



単位: 戸

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
総農家数	214	100.0%	171	100.0%	156	100.0%	122	100.0%	101	100.0%
販売農家	92	43.0%	55	32.2%	48	30.8%	37	30.3%	28	27.7%
自給的農家	122	57.0%	116	49.3%	108	69.2%	85	69.7%	73	72.3%

※販売農家：経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満で、かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

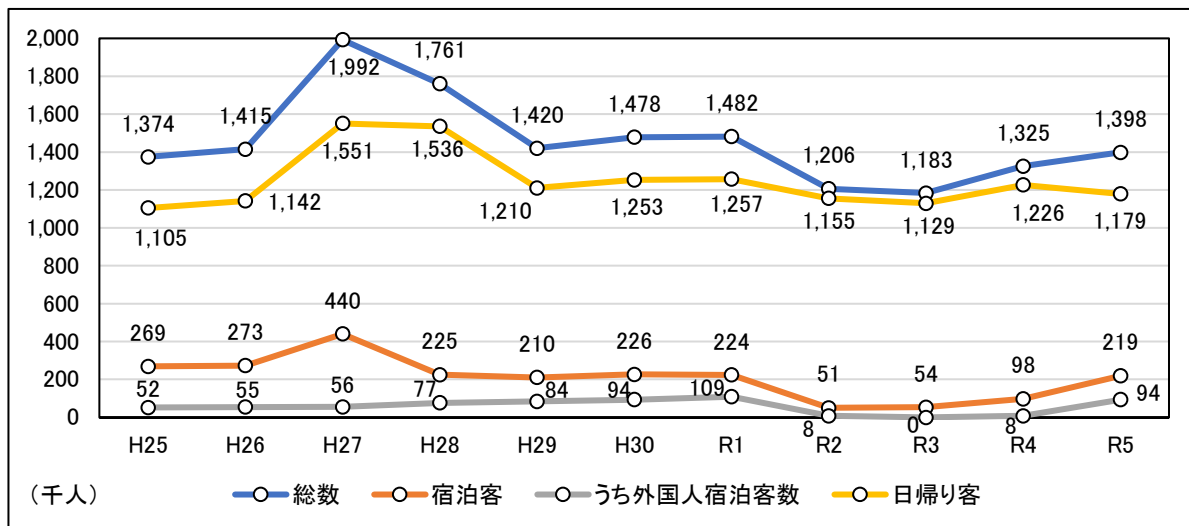
資料: 農林業センサス

⑤観光

令和5年は日帰り客が85%を占め、観光客総数は令和2年以降で徐々に回復傾向にあります。

年間観光客数は、平成27年の約200万人をピークに減少傾向にあり、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大でさらに減少しましたが、令和5年で約140万人まで回復しました。日帰り・宿泊別で見ると、全体の約85%が日帰り客、残りの約15%が宿泊客となっており、外国人宿泊者数は令和2年で格段に減少した後、令和5年には新型コロナウイルス感染拡大前と同程度まで回復しました。

■日帰り・宿泊別観光客数の推移



資料:和歌山県観光客動態調査報告書

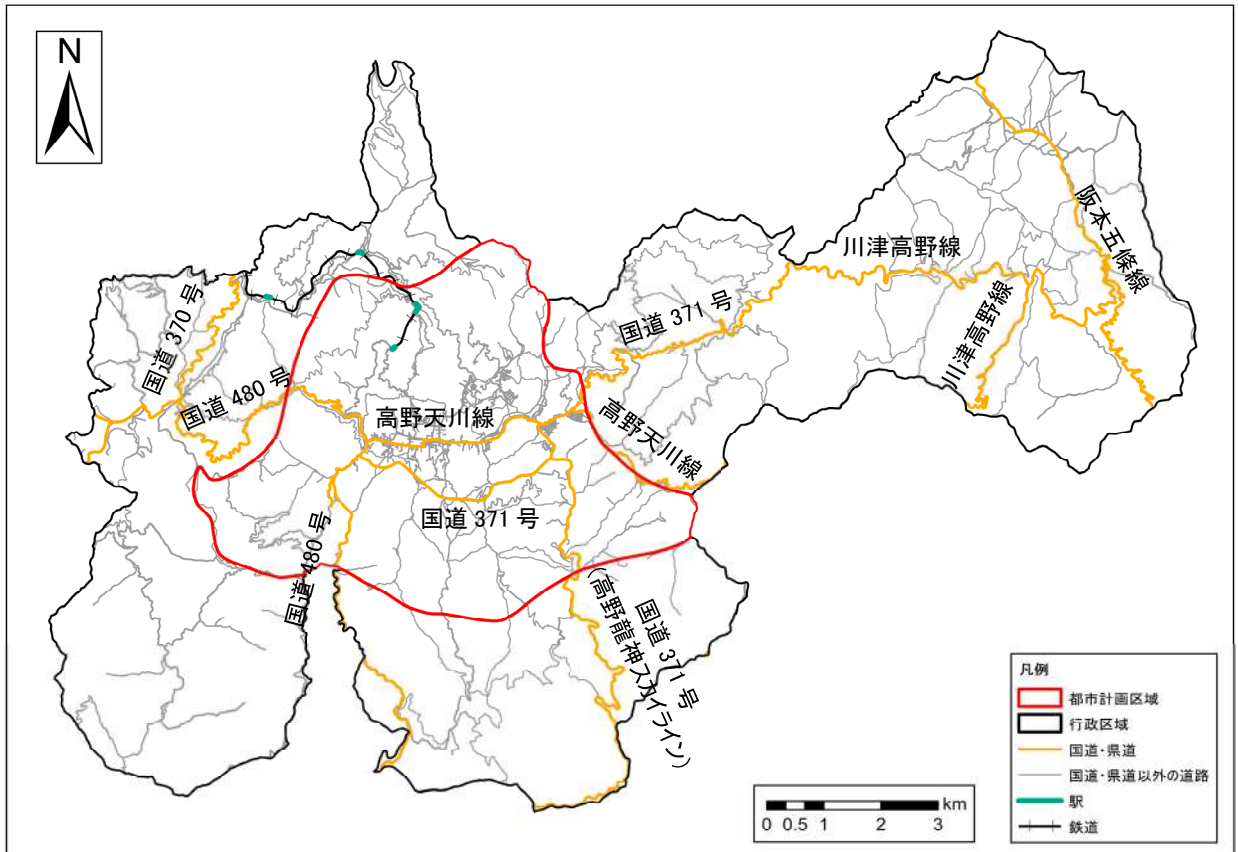
(3) 交通

①道路

国道や高野天川線が通り、南へは田辺市までつながる国道371号（高野龍神スカイライン）が通っています。

都市計画区域内では、主要道路として国道480号、国道371号、高野天川線が通っています。また、東の富貴地域では川津高野線と阪本五條線、南へは田辺市までつながる国道371号（高野龍神スカイライン）が通っています。

■道路の状況図



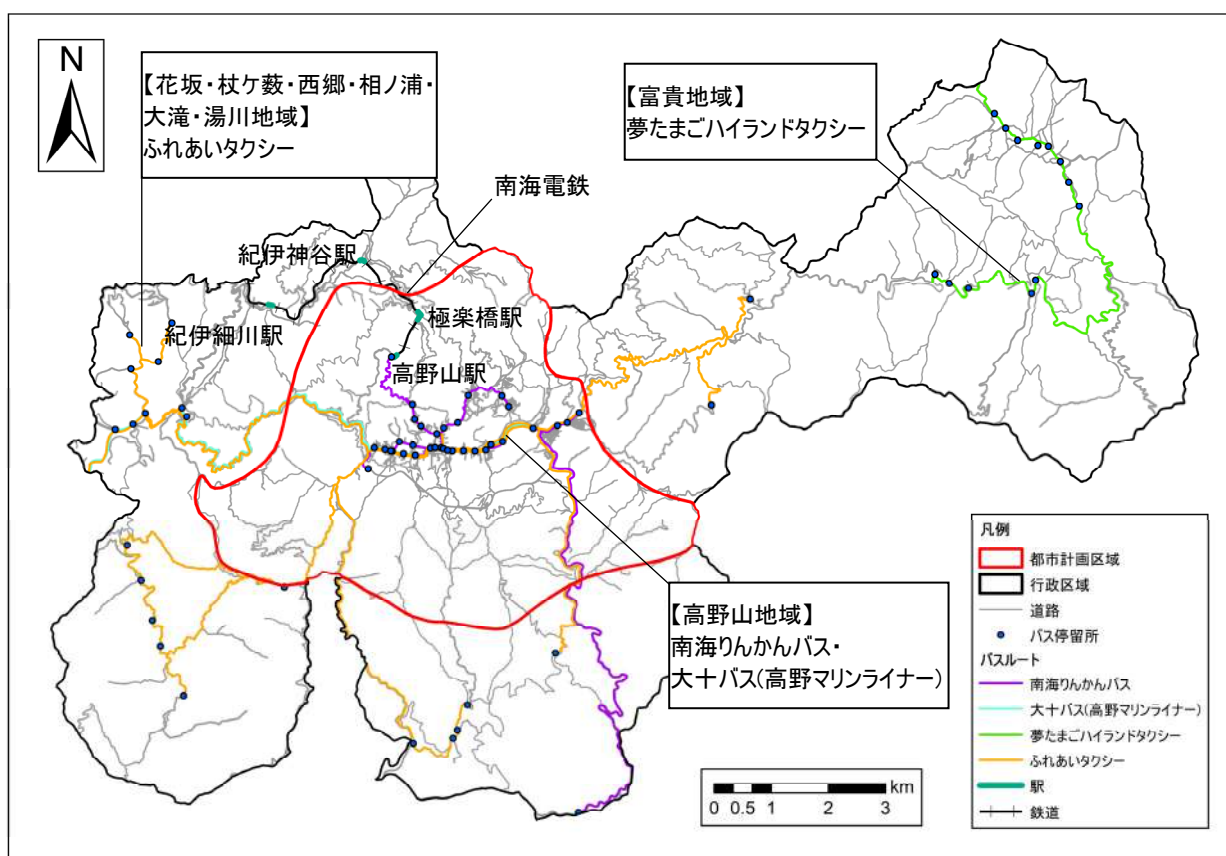
資料:国土数値情報に加筆して作成

②公共交通

鉄道は大阪へとつながる南海電鉄、バスは南海りんかんバスが通っています。

高野町の公共交通として、鉄道は南海電鉄高野山駅、極楽橋駅、紀伊神谷駅、紀伊細川駅の4駅、バスは高野山地域周辺で南海りんかんバス、富貴地域で夢たまごハイランドタクシー（乗合タクシー）が通っています。さらに公共交通空白地域における移動手段の確保のため、花坂地域、杖ヶ藪地域、西郷地域、相ノ浦地域、大滝地域、湯川地域でデマンド型（事前予約制）の乗合タクシー（ふれあいタクシー）が運行されています。

■公共交通の状況図



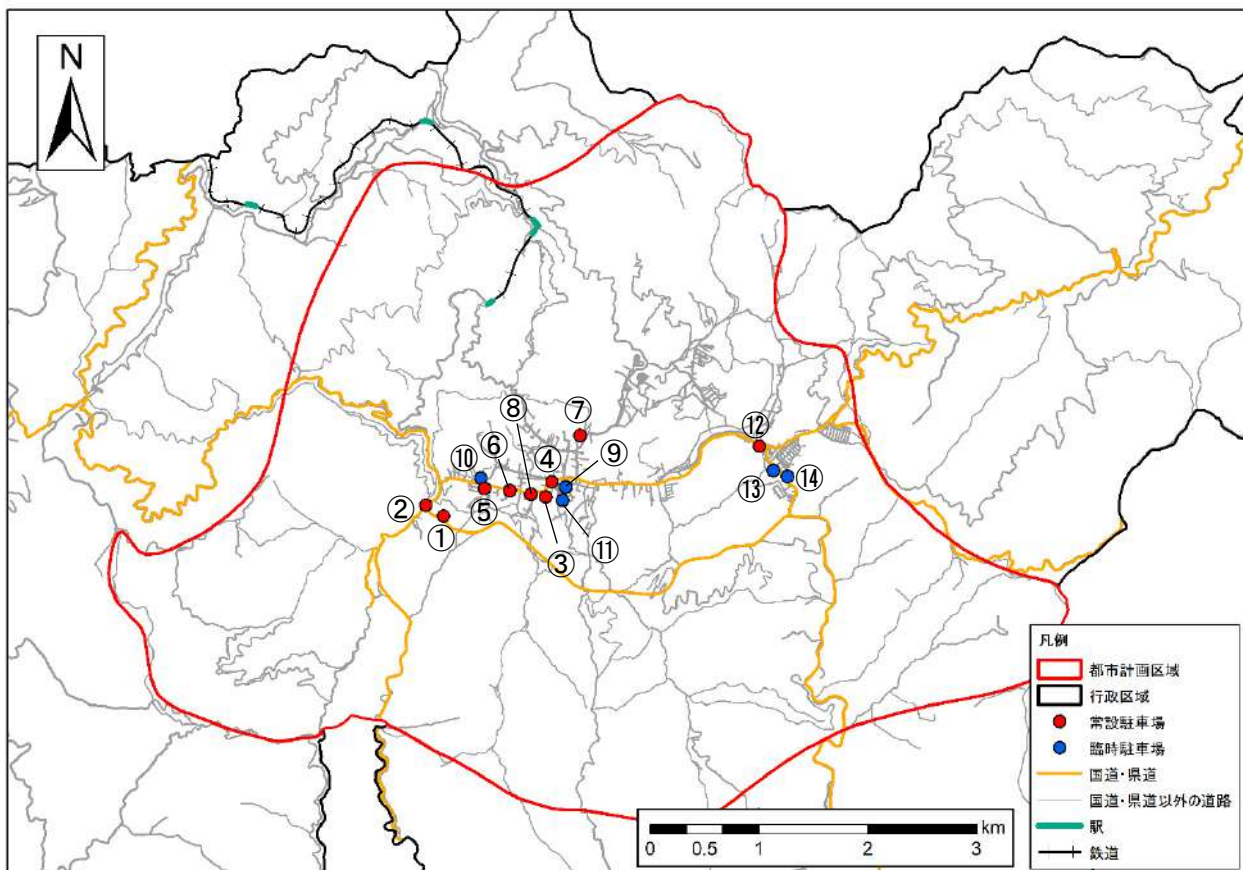
資料: 国土数値情報に加筆して作成

③駐車場

参拝観光客向け駐車場として、常設駐車場が9箇所、臨時駐車場が5箇所が開設されています。

参拝観光客向け駐車場として、常設駐車場が9箇所開設されています。また、ゴールデンウィークや盆休み期間、紅葉のシーズン等については、さらに臨時駐車場5箇所が開設されています。

■駐車場の位置図



番号	開設	名称	台数
①	常設	大門南	80
②	常設	お助け地蔵	32
③	常設	金剛峯寺第2	72
④	常設	金剛峯寺前	39
⑤	常設	愛宕第1	38
⑥	常設	中門前	18
⑦	常設	役場	117

番号	開設	名称	台数
⑧	常設	霊宝館	31
⑨	臨時	大学	110
⑩	臨時	愛宕第2	40
⑪	臨時	小学校	72
⑫	常設	中の橋	186
⑬	臨時	桶谷	114
⑭	臨時	陀羅尼助	50

資料：庁内資料

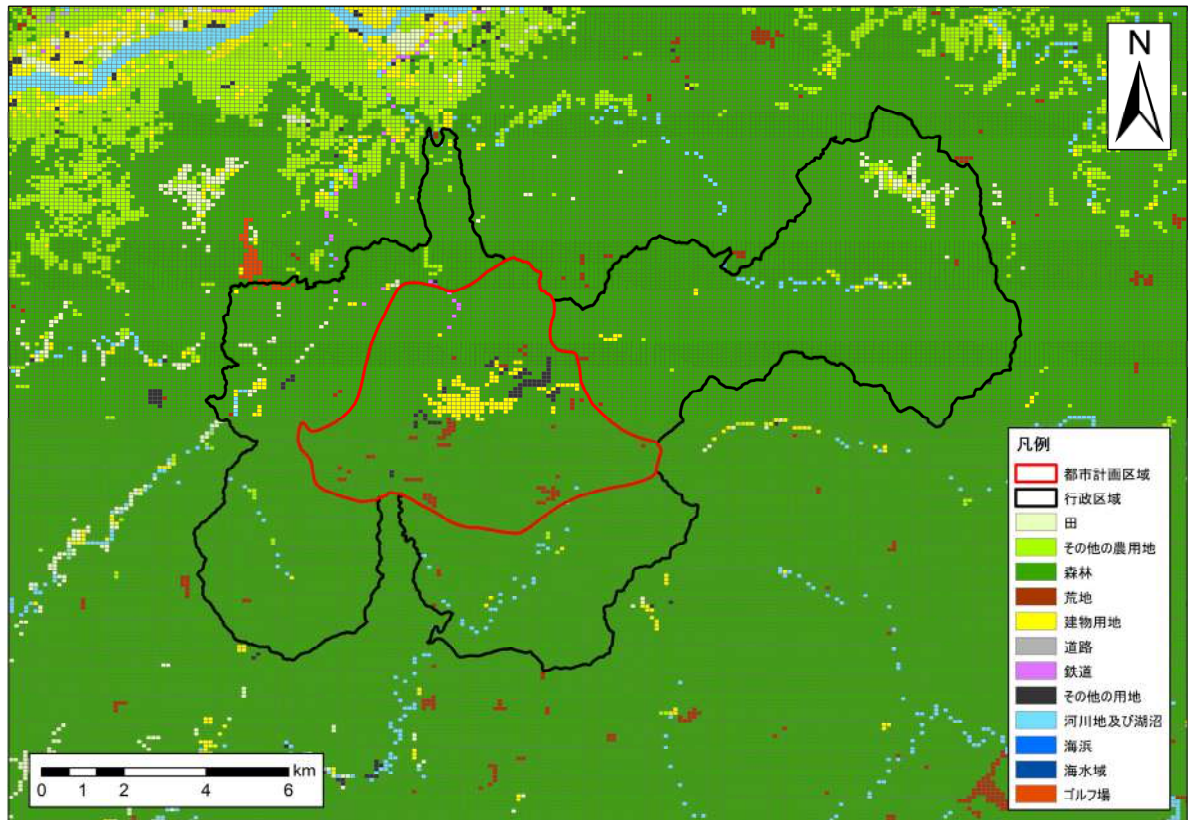
(4) 土地利用

①土地利用の状況

建物用地の多くは都市計画区域内にみられ、町全体では森林が大半を占めています。

土地利用の状況を高野町全体からみると、建物用地は都市計画区域内に多くみられます。また、高野町全体としては、森林が町の総面積の90%以上となっています。

■土地利用状況（高野町全体：令和3年）

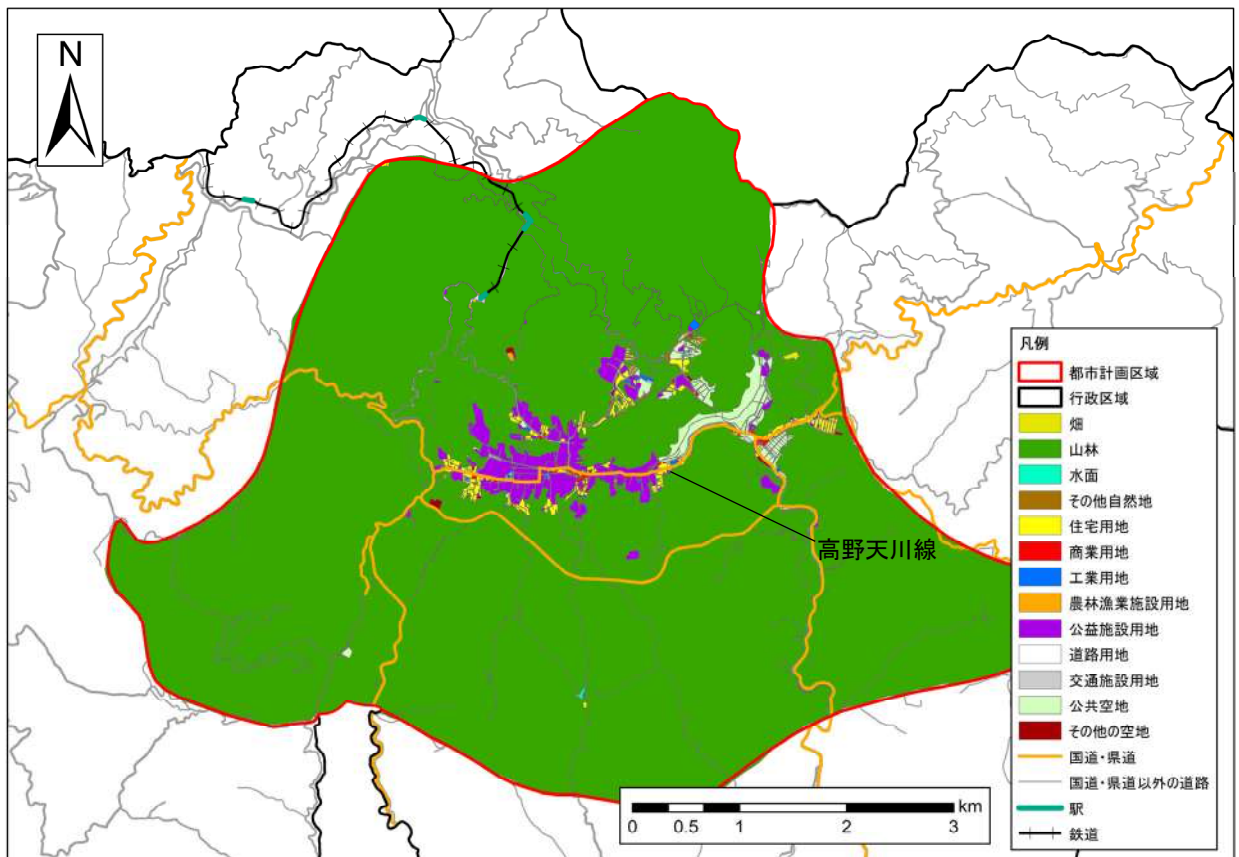


資料:国土数値情報

種別	定義
田	湿田・乾田・沼田・蓮田及び田とする。
その他の農用地	麦・陸稲・野菜・草地・芝地・りんご・梨・桃・ブドウ・茶・桐・はぜ・こうぞ・しゅろ等を栽培する土地とする。
森林	多年生植物の密生している地域とする。
荒地	しの地・荒地・がけ・岩・万年雪・湿地・採鉱地等で旧土地利用データが荒地であるところとする。
建物用地	住宅地・市街地等で建物が密集しているところとする。
道路	道路などで、面的に捉えられるものとする。
鉄道	鉄道・操車場などで、面的にとらえられるものとする。
その他の用地	運動競技場、空港、競馬場・野球場・学校・港湾地区・人工造成地の空地等とする。
河川地及び湖沼	人工湖・自然湖・池・養魚場等で平水時に常に水を湛えているところ及び河川・河川区域の河川敷とする。
海浜	海岸に接する砂、れき、岩の区域とする。
海水域	隠頭岩、干潟、シーパースも海に含める。
ゴルフ場	ゴルフ場のゴルフコースの集まっている部分のフェアウェイ及びラフの外側と森林の境目を境界とする。

また、土地利用の状況を都市計画区域内でみると、高野天川線沿いに寺院である公益施設用地、及び墓地である公共空地が多く立地しています。

■土地利用状況（都市計画区域内：平成30年）



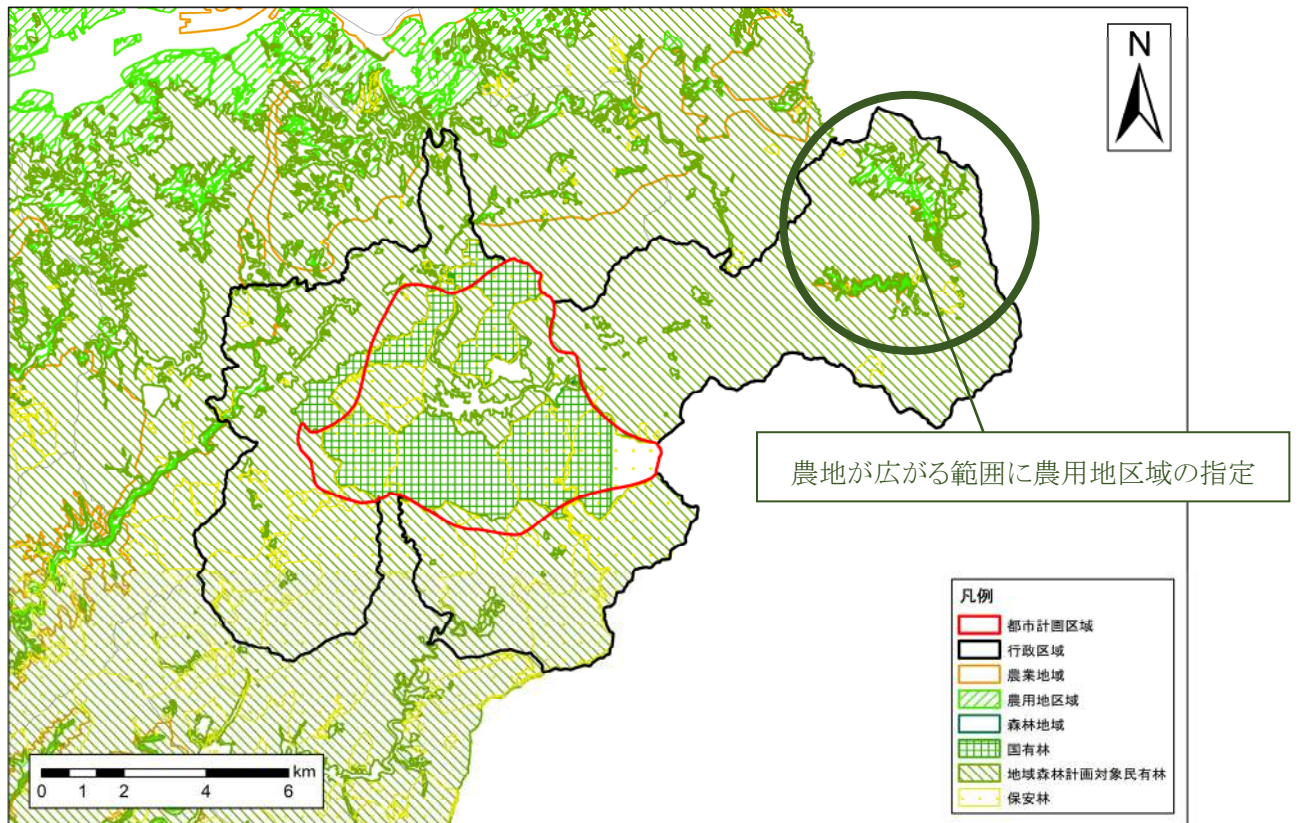
資料:平成30年度都市計画基礎調査

②土地利用規制の状況

農用地区域や地域森林計画対象民有林等の指定により、自然環境が保全されています。

富貴地域等に位置する農地には概ね農用地区域の指定がみられ、山間部には、国有林、地域森林計画対象民有林及び保安林が指定され、自然環境の保全が図られています。

■法適用現況図（土地利用規制）



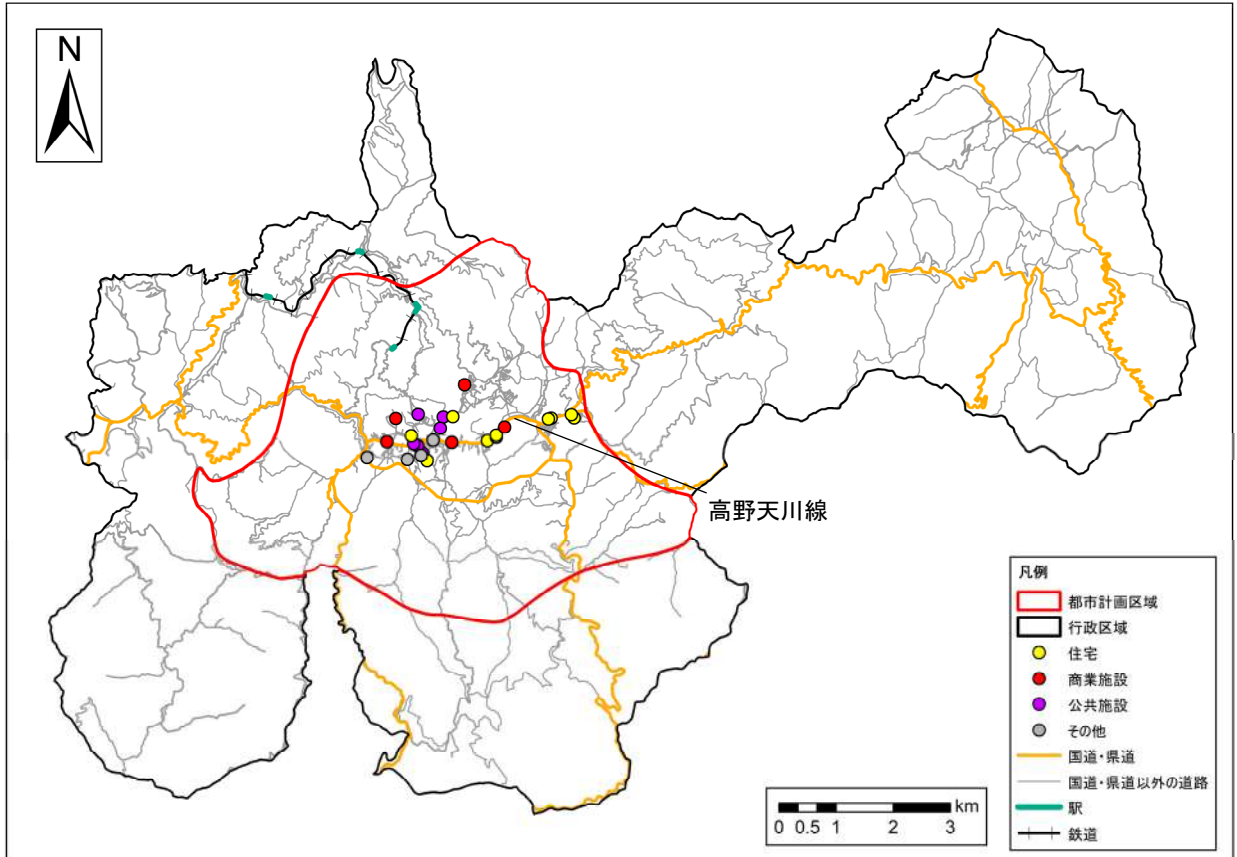
資料:国土数値情報

③建築物の新築動向

高野天川線沿いで新築の建築物がみられます。

建築物の新築状況を見ると、高野天川線沿い及びその周辺において、住宅及び商業施設がみられます。

■建築物の新築動向の状況（都市計画区域内：平成25年度～令和4年度）



資料：建築確認申請書類

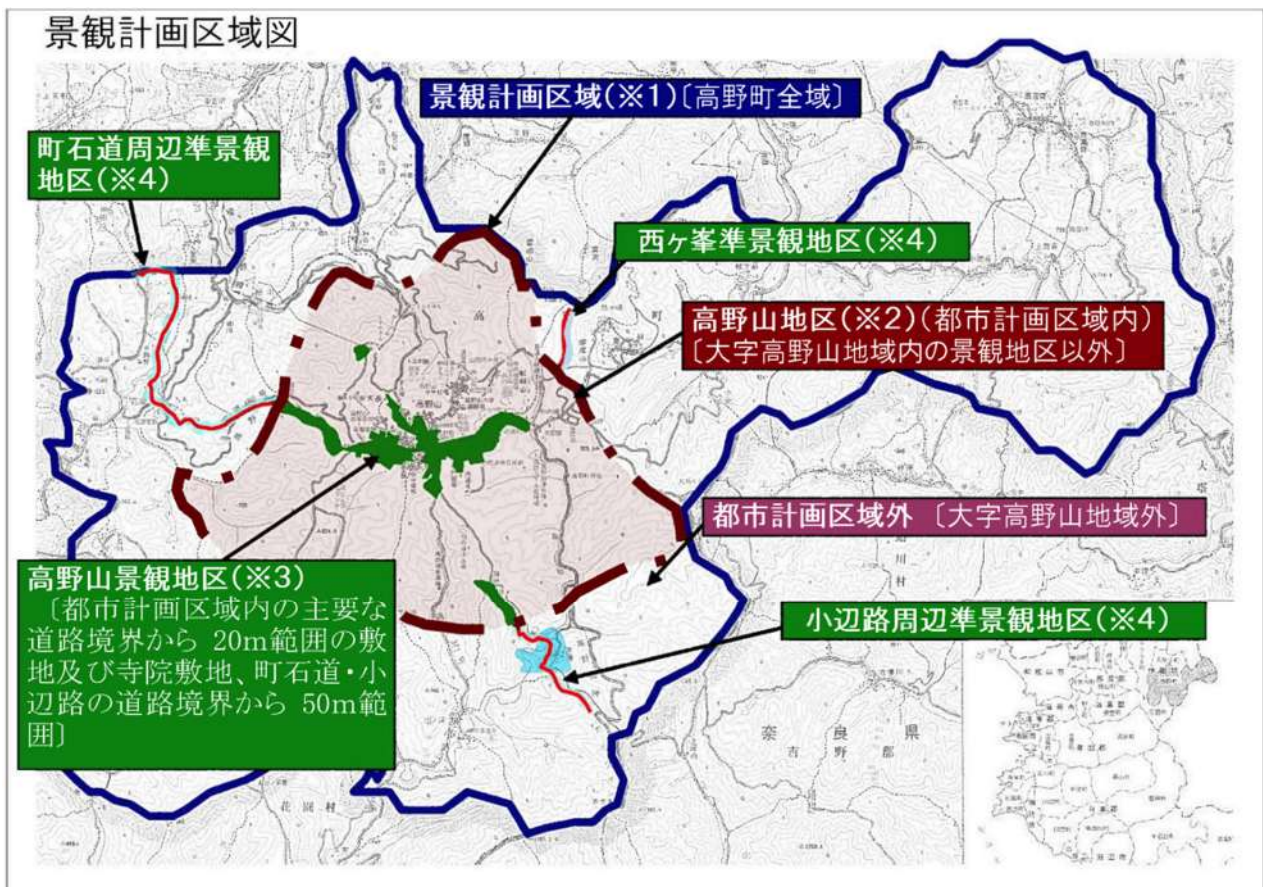
(5) 景観

景観計画区域の指定により、美しい景観が保全されています。

豊かな自然と歴史、文化を次世代へ引き継ぐため美しい景観を守り育てていくことを目的として、高野町全域に景観計画区域が定められています。景観計画区域内において、高野町中心部、都市計画区域内、都市計画区域外の3種類に分けて規制を行っています。

■景観計画区域

景観計画区域 (※1)	— 高野町全域とし、緩やかな形態意匠の制限を行います。
高野山地区 (※2)	— 高野町の中心部として、重点的に景観形成を図る地区 都市計画区域内 (高野町大字高野山地区)
景観地区 (※3)	— 都市計画区域内で、積極的に景観形成を図る地区 (主要な道路境界から 20m範囲の敷地及び寺院敷地、町石道・小辺路の道路境界から 50m範囲)
準景観地区 (※4)	— 都市計画区域外で、積極的に景観形成を図る地区 (高野町大字花坂、細川、大滝、西ヶ峯の一部で、町石道・小辺路・女人道の道路境界から 50m範囲及び大滝周辺地区)



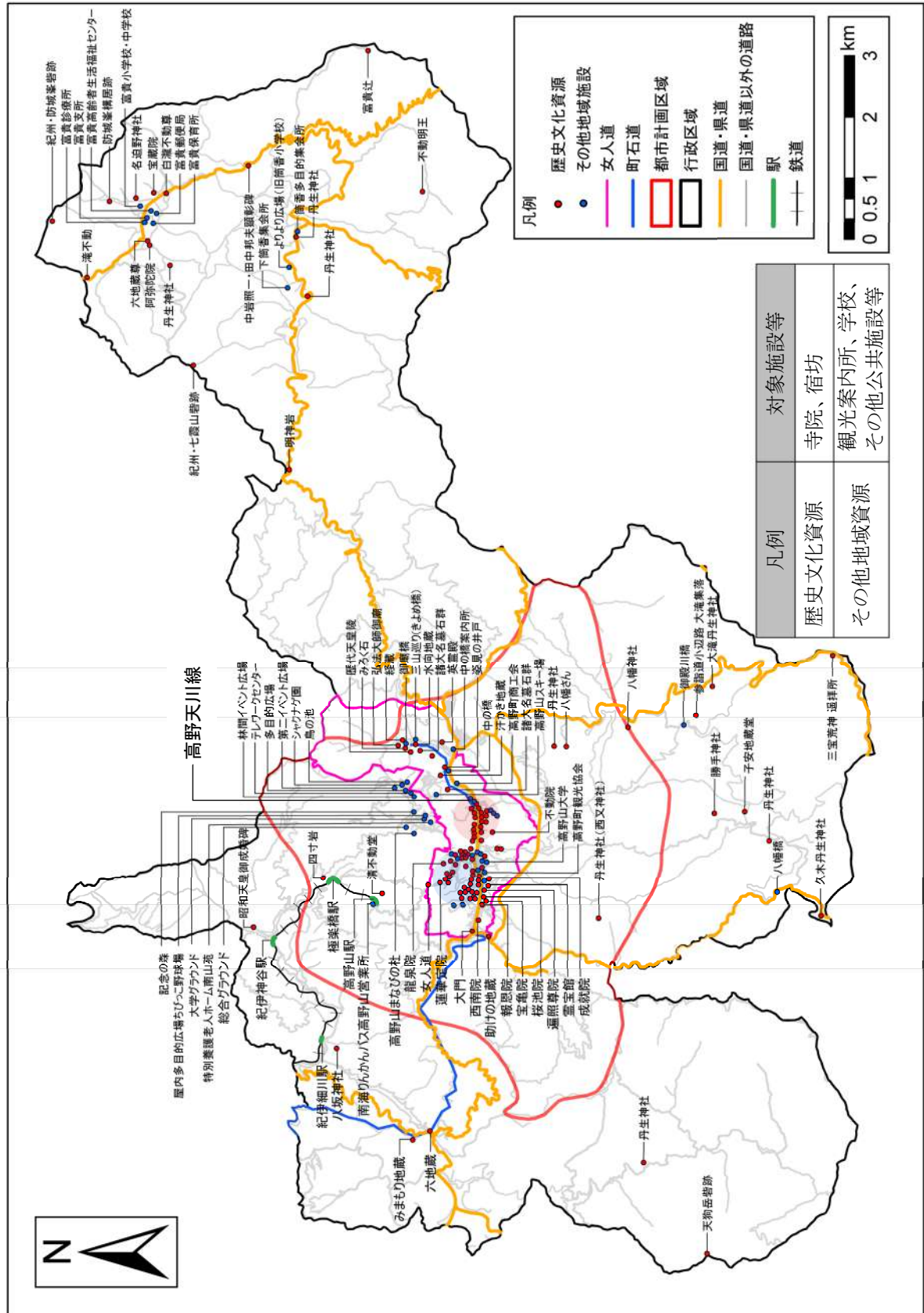
資料:高野町景観計画

(6) 地域資源

高野天川線に沿って、多くの歴史文化資源等が立地しています。

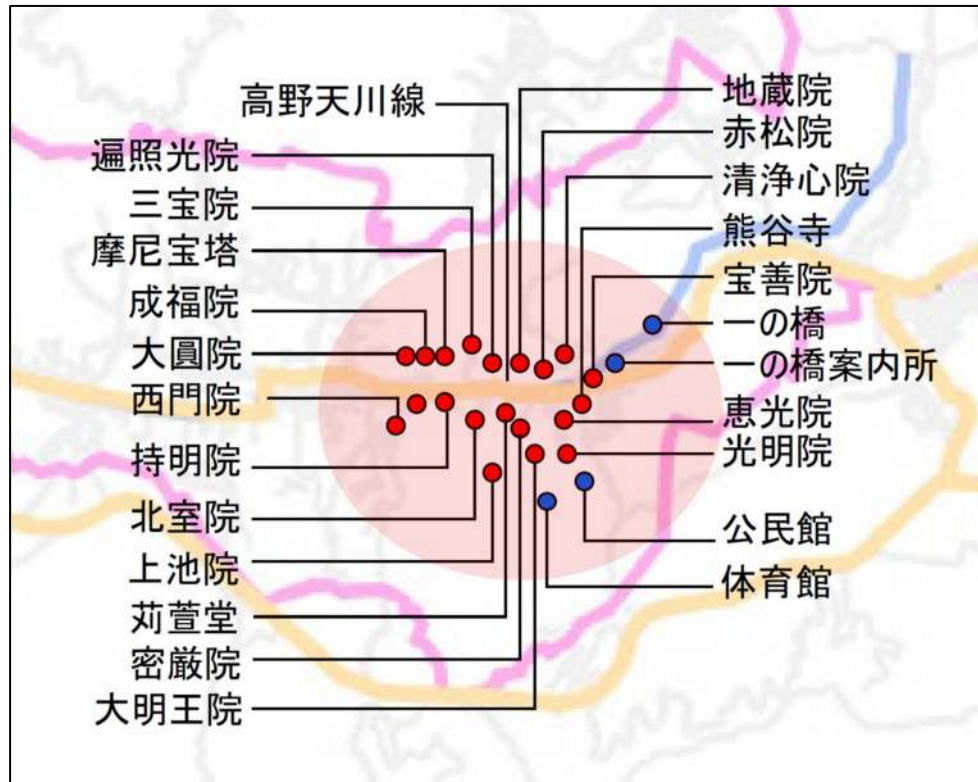
地域資源の位置をみると、高野天川線沿いに多くの歴史文化資源がみられるとともに、郵便局や観光協会等といった地域施設もみられます。

■地域資源の位置図（全体図）

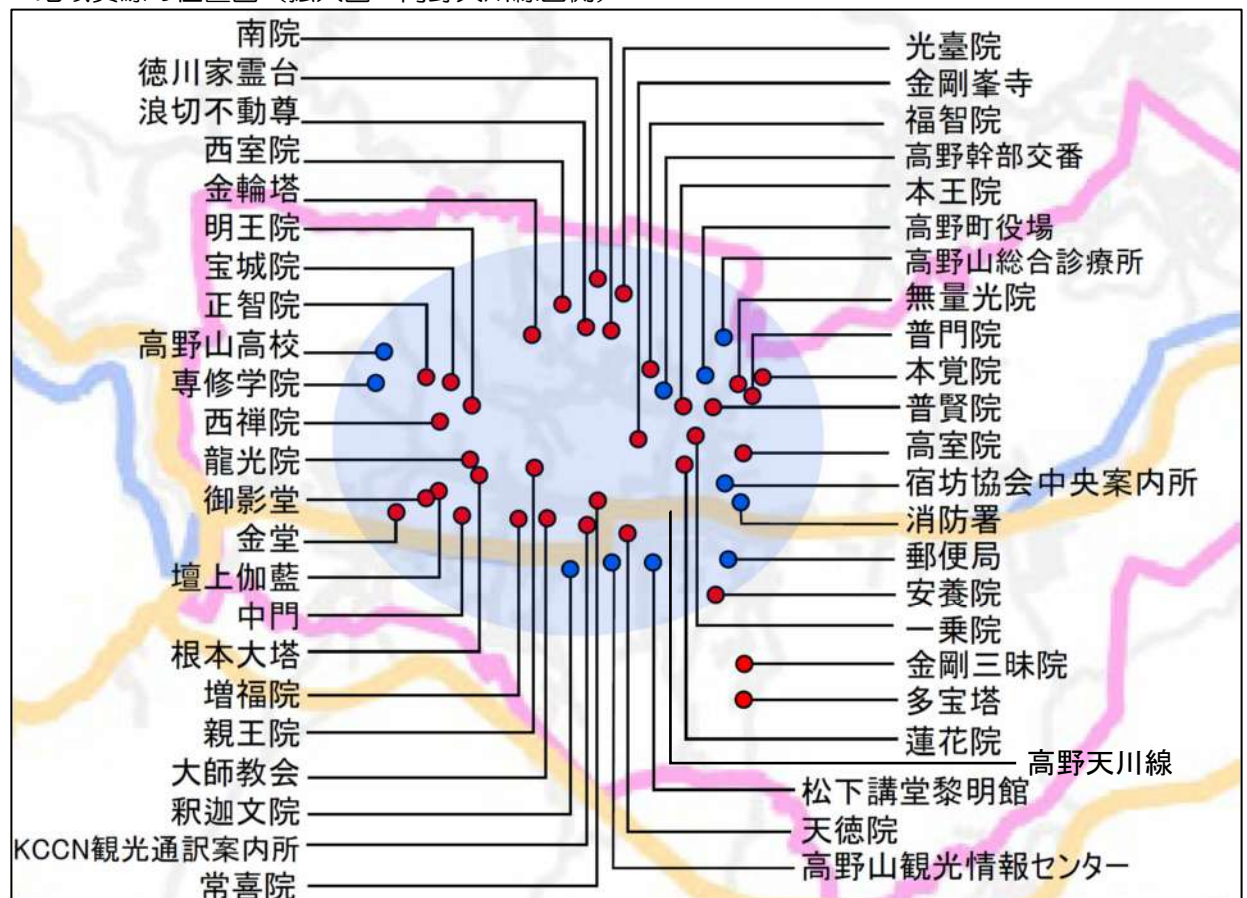


資料：高野山ガイドマップ

■地域資源の位置図（拡大図：高野天川線東側）



■地域資源の位置図（拡大図：高野天川線西側）



2-1-5.都市計画等の状況

(1) 都市計画区域

高野町面積の約 23.4%が都市計画区域として指定されています。

高野都市計画区域は、高野町の市街地部 3,203ha が指定されており、高野町面積の約 23.4%となっています。

■都市計画区域

都市計画区域名称	都市計画区域		備考	
	面積 (ha)	法指定年月日	町面積 (ha)	町域面積に対する都市計画区域の割合
高野	3,203	S44.5.20	13,708	23.4%

資料:和歌山県の都市計画2017

(2) 道路

都市計画決定されている道路の約 90%が改良または概成済みです。

高野都市計画区域内の道路は、大門玉川線、大門高野山駅線、五の室線、深山線の 4 路線が都市計画決定されています。改良済または概成済の道路が全体の約 90%となっており、和歌山県全体の約 84%と比べて高くなっています。

■道路

名称	総延長 (km)	改良済 (km)	概成済 (km)	改良+概成率 (%)
高野都市計画区域	9.22	6.32	2.03	90.56%
和歌山県	606.04	349.64	159.76	84.05%

資料:令和6年都市計画現況調査

(3) 公園

都市計画決定されている公園の供用率は約 78%です。

高野都市計画区域内公園は、街区公園として弁天公園、金輪公園、金剛峯寺公園、鶯公園、近隣公園として転軸山公園の合計 5 つが都市計画決定されています。供用率が 78.1%となっており、和歌山県全体の 65.5%と比べて高くなっています。

■公園

高野都市計画区域	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
計画	4	0.85	1	1.30	0	0.00	0	0.00	0	0.00
供用	2	0.38	1	1.30	0	0.00	0	0.00	0	0.00
高野都市計画区域	特殊公園		広域公園		合計		和歌山県合計			
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	供用率	箇所数	面積 ha	供用率
計画	0	0.00	0	0.00	5	2.15	78.1%	198	677.14	65.5%
供用	0	0.00	0	0.00	3	1.68		178	443.42	

資料:令和6年都市計画現況調査

(4) 駅前広場

都市計画決定されている駅前広場は高野山駅で、供用率は 89.5%です。

高野都市計画区域内の駅前広場は高野山駅で、供用率は 89.5%となっています。

■駅前広場

駅名	鉄道名	面積(m ²)		供用率
		計画	供用	
高野山駅	南海高野線	1,900	1,700	89.5%

資料: 令和6年都市計画現況調査

(5) 公共下水道

都市計画決定されている公共下水道の整備率は 100%です。

高野都市計画区域内の公共下水道は、整備率 100%となっています。

■公共下水道

高野都市 計画区域	処理区域 (ha)	ポンプ場		処理場		整備率
		箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	
計画	143	3	1,320	1	16,610	100.0%
供用	143	3	1,311	1	15,570	

資料: 令和6年都市計画現況調査

(6) 供給処理施設等

都市計画決定されている供給処理施設の供用率は 100%です。

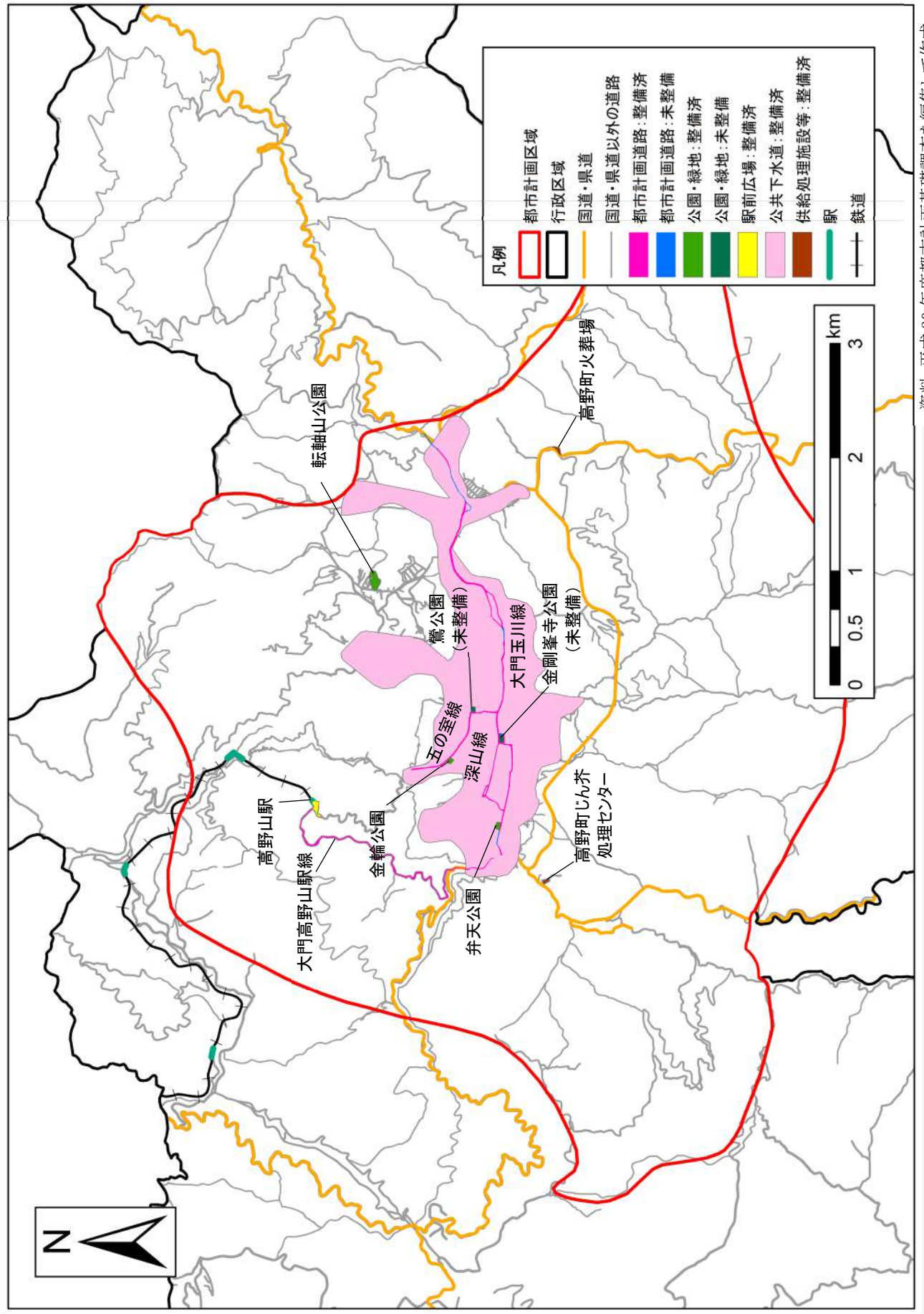
高野都市計画区域内の供給処理施設は、高野町じん芥処理センターと高野町火葬場の 2 箇所となっており、供用率は 100%となっています。

■供給処理施設等

名称	面積(ha)		処理能力		供用率
	計画	供用	計画	供用	
高野町じん芥処理センター	4.1	4.1	15t/日	15t/日	100.0%
高野町火葬場	0.1	0.1	2体/日	2体/日	100.0%

資料: 令和6年都市計画現況調査

■都市計画決定施設の状況図



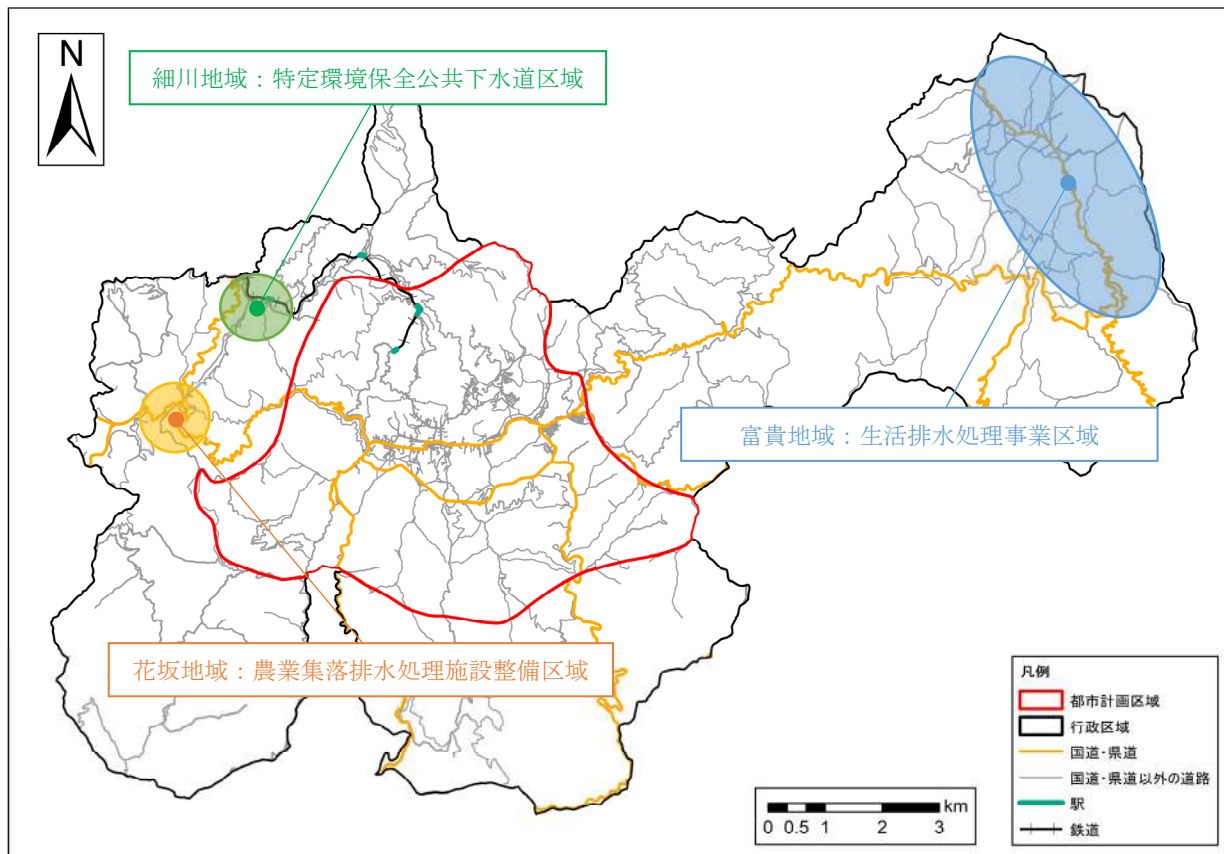
資料：平成 30 年度都市計画基礎調査を編集して作成

(7) その他の下水道

細川地域で特定環境保全公共下水道、花坂地域で農業集落排水処理区域、富貴地域で生活排水処理事業区域となっています。

公共下水道以外の下水道は、細川地域で特定環境保全公共下水道、花坂地域で農業集落排水処理区域、富貴地域で生活排水処理事業区域となっています。

■ 公共下水道区域・特定環境保全公共下水道区域・農業集落排水処理施設整備区域図



資料：庁内資料

2-2.町民の意向

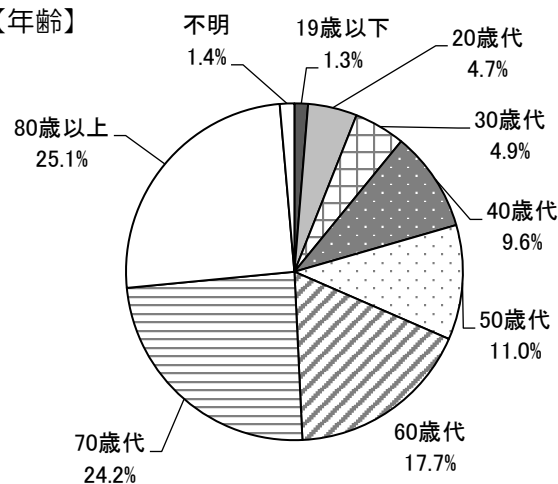
2-2-1.調査概要

令和6年1月に実施した「高野町都市計画マスタープラン策定におけるまちづくりアンケート」の結果をもとに、町民の意向として整理します。

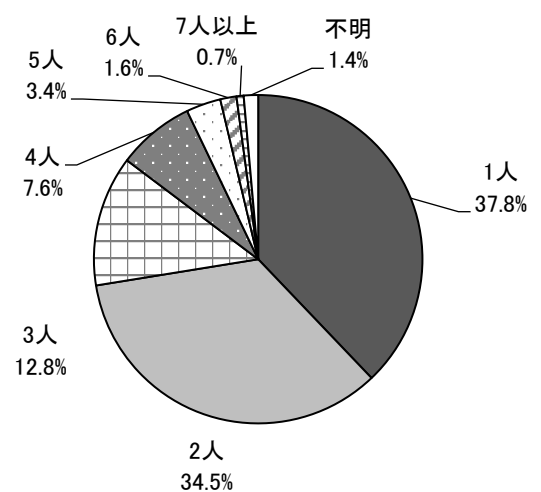
調査対象	16歳以上の高野町民1,463人（住民基本台帳より世帯ごとに1人を抽出）
調査期間	令和6年1月11日（木）～令和6年1月28日（日）
回収率	37.8%（553票／1,463票）
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の居住予定について ・高野町の全体像について ・お住まいの地域の将来イメージについて ・高野町の土地利用について ・都市施設の整備について ・景観について ・地域の資源を活かした観光まちづくりについて ・まちづくりへの住民参加について

2-2-2.調査結果（属性）

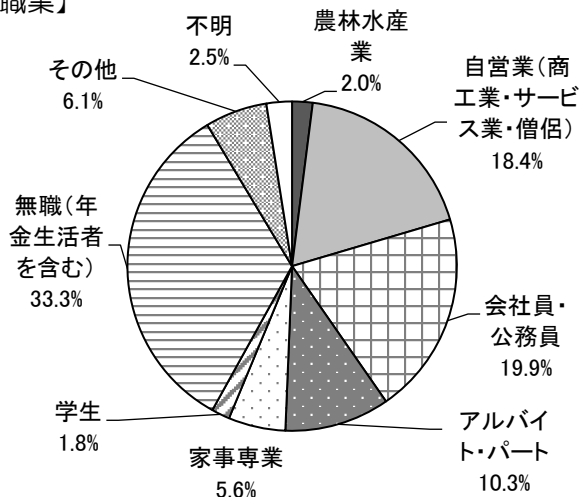
【年齢】



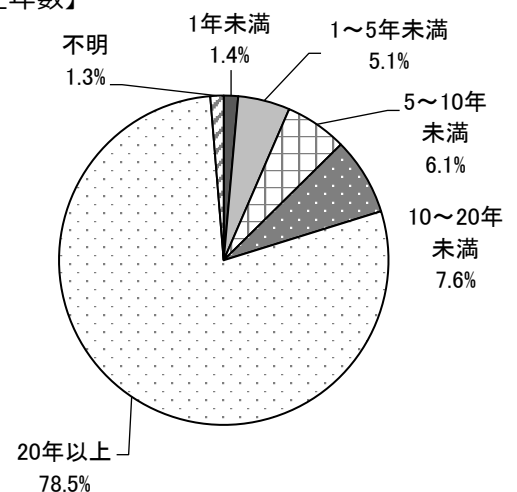
【世帯人数】



【職業】



【居住年数】



2-2-3.調査結果（意向の要旨）

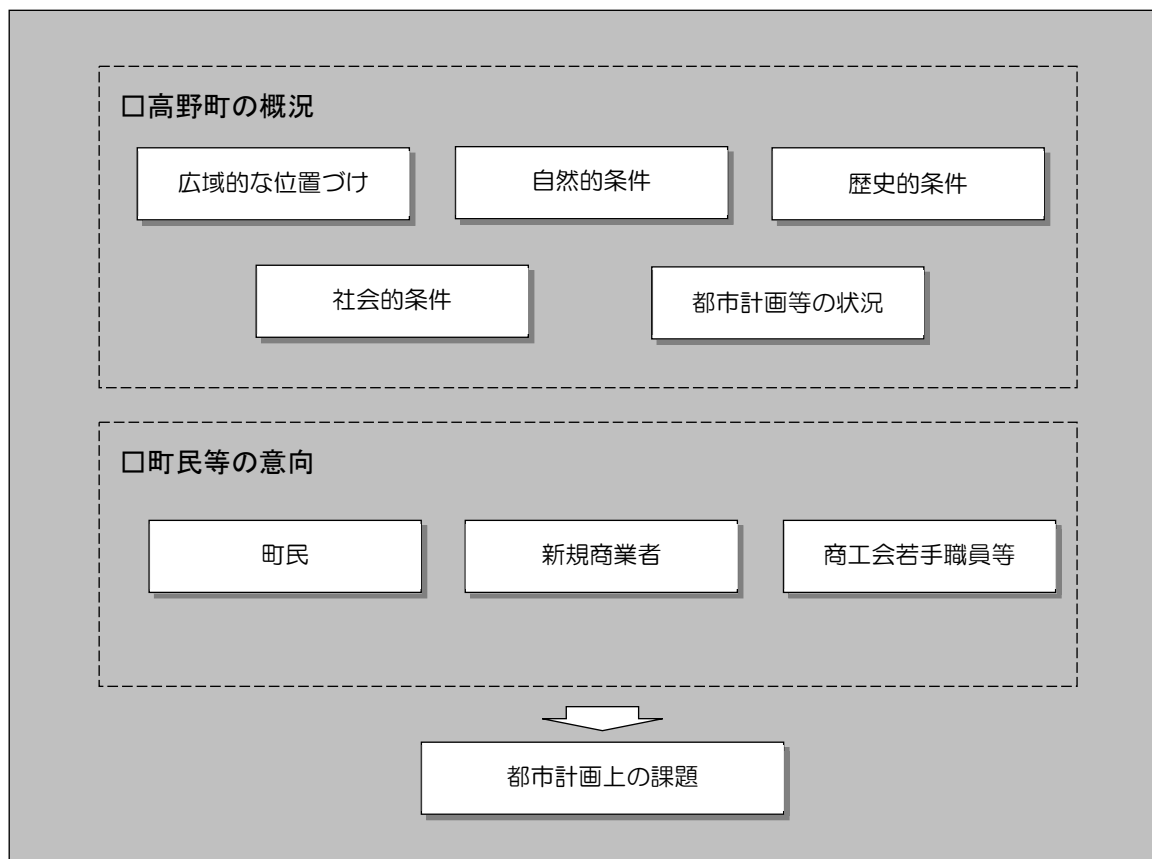
項目		要旨
居留意向	今後の居住予定	・6割以上の方が今後も町内に住み続けることを望まれています。
	住み続けたい理由 （複数回答）	・「先祖からの土地だから」が5割以上を占めています。
	転居したい理由 （複数回答）	・「日常生活に不便だから」「医療・福祉施設が少ないから」の順に多くなっています。
高野町の全体像	望むまち （複数回答）	・「買い物など日常生活が便利なまち」「医療福祉や教育施設等が充実し、安心して子育てができるまち」「歴史文化が継承され、文化活動が盛んなまち」の順に望まれています。
地域の将来像	イメージ	・「魅力ある観光資源が豊富な地域」「美しい山や川などの自然や農地が多い地域」が3割弱、「道路の沿道に店舗が建ち並ぶ地域」が2割強を占め、拮抗しています。
	特に望むこと （複数回答）	・「道路の整備」「公共交通（鉄道、バス等）の充実」「自然環境や景観の保全」「防火・防災対策」の順に望まれています。
土地利用	総合的な土地の利用方法	・「計画的な土地の利用は、町域全体で考えるべきであり、町域全体の土地利用の誘導・制限を考える必要がある」が約4割と最も多くなっています。
	今後の土地利用に望むこと	・「良好な住環境の形成」が約4割、「商業用地（スーパー等）の拡大」「農地・山林等自然環境の保全と活用」が約2割を占めています。
都市施設の整備	道路整備や交通のあり方	（高野町全体に必要なこと） ・「広域的な幹線道路の整備」「まちなかの駐車場整備」が2割弱、「狭い道路の多い地区の道路整備」「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の設置等）」「町内の地域間をつなぐ道路整備」「バス等の公共交通の充実」が1割強を占めており、拮抗しています。 （居住地域に必要なこと） ・「狭い道路の多い地区の道路整備」が2割強、「バス等の公共交通の充実」が2割弱を占めており、拮抗しています。
	公園・緑地等の整備	（高野町全体に必要なこと） ・「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」「日常の憩いのための身近な広場や公園の整備」が約2割を占めています。 （居住地域に必要なこと） ・「日常の憩いのための身近な広場や公園の整備」「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」が約2割を占めています。
	その他の都市施設の整備 （複数回答）	（高野町全体に必要なこと） ・「診療所・病院」の割合が多数を占めています。 （居住地域に必要なこと） ・「診療所・病院」「福祉施設（老人ホーム・デイサービスセンター等）」「新たな施設は必要ない」の順に多くなっています。

項目		意識・意向
都市施設の整備	災害に対する備え (複数回答)	・「建築物の不燃化・耐震化」「狭い道路の整備・解消」「避難地・避難路の整備」の順に多くなっています。
景観	景観に対する取り組み (複数回答)	・「古いまちなみ等特色のある地域・建物を、保全・再生していく」が最も多く、「森林や丘陵、河川の風景等の自然景観を残す」「歩道等の電柱をなくし、街路樹を植えて道路をすっきりときれいにする」が続きます。
観光まちづくり	観光まちづくりに対する取り組み (複数回答)	・「歴史・文化資源等の保全と活用」が最も多く、「自然環境を活かした施設の整備や活動」「地域資源を結ぶ道路、公共交通機関の充実」が続きます。
	観光客の来訪	・「来てほしい」が約7割、「来てほしくない」が約3割となっています。
	どの地域からの来訪に期待	・「和歌山県外」が約6割を占めています。
	観光客に来てほしくない理由 (複数回答)	・「観光客の受け入れ態勢が整っていない」が最も多くなっています。
まちづくりへの参加	コミュニティ活動への参加 (複数回答)	・「特に参加していない」が最も多く、「清掃・美化活動に参加」が続きます。
	まちづくりへの参加	・「できれば参加したい」が3割強、「誘われれば参加してみたい」「アンケート等であれば参加してみたい」が3割弱を占めています。

2-3.実現に向けた都市計画上の課題

高野町の都市計画上の課題設定にあたっては、町を取り巻く様々な視点から重要な課題を抽出したうえで設定します。

具体的には、これまでに整理してきた広域的な位置づけ、歴史的条件、自然的条件、社会的条件、都市計画等の状況、さらには町民等（町民、新規商業者、商工会若手職員等）の意向を踏まえ、都市計画上の課題として整理します。



■都市計画上の課題

項目	高野町の概況	町民等の意向			都市計画上の課題
		町民	新規事業者	商工会若手職員等	
位置・沿革	○和歌山県の北東部、伊都郡の東南高地に位置しており、東南部は奈良県、南西部はかつらぎ町、北部は九度山町、橋本市と隣接	-	-	【良い点】 ○世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部で長い歴史を持つ真言密教の聖地	○幹線道路で結ばれているかつらぎ町・橋本市との広域的なまちづくり
地形・自然災害等	○海拔 200m～1,100m 級の連峰が累積し、都市計画区域内では標高 800m 以上と比較的高い ○町の 90%以上が森林 ○高野天川線沿い等において土砂災害警戒区域、一部で土砂災害特別警戒区域の指定 ○令和 5 年 6 月の台風 2 号により、床上・床下浸水の被害、及び道路の全路線で一時通行止めが発生	○公園・緑地等の整備のなかで、「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」を望む ○災害に対する備えとして、「建築物の不燃化・耐震化」「狭い道路の整備・解消」「避難地・避難路の整備」を望む	【困っていること】 ○鹿などの野生動物との共生 ○河川の整備（氾濫対策）	【良い点】 ○比較的涼しい気候 ○災害時の連携のしやすさ 【足りない点】 ○災害復旧に時間がかかる	○災害を見据えたハード・ソフト両面からなる防災対策
人口・世帯	○ほぼ全ての地域で人口が減少しており、今後も人口減少・少子高齢化が進むと予測 ○老年人口割合が増加する一方で年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、今後も進むと予測 ○通勤・通学では橋本市との結びつきが強い	○6 割以上の町民が今後も町内に住む続けることを望む ○転居を望む理由としては「日常生活に不便だから」「医療・福祉施設が少ないから」が多い ○高野町の全体像として「医療福祉や教育施設等が充実し、安心して子育てができるまち」を望む	-	【足りない点】 ○若者が住み続けたいと思える魅力が伝わっていない ○高齢者向けの施策に偏り、若者が住みやすい環境ではない	○人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくり ○若者から高齢者まで、安心して暮らすことのできる体制の確立
産業	○就業率の微増 ○R2 で第 3 次産業従事者割合が 80%を超える ○商業：事業所数は横ばいで推移し、従業者数は上下し、年間商品販売額は増加 ○工業：事業所数はほぼ横ばい、従業者数は増加傾向、製造品出荷額等は平成 28 年以降ほぼ横ばいで推移 ○農業：農家数全体及び販売農家、自給的農家ともに減少傾向 ○観光：年間観光客数は、令和 2 年の新型コロナウイルス感染拡大でさらに減少	○高野町の全体像として「買い物など日常生活が便利なまち」「歴史文化が継承され、文化活動が盛んなまち」を望む ○観光まちづくりへの取り組みとして、「歴史・文化資源等の保全と活用」を望む ○町民の約 7 割が、観光客の来訪を望む ○観光客の来訪を望まない理由としては「観光客の受け入れ態勢が整っていない」が多い	【困っていること】 ○寺の門の高さに対する注意喚起 【高野町のイメージ】 ○インバウンドへの依存が高く、外国人観光客が少ない時期は厳しい状況	【良い点】 ○観光：世界遺産としての価値、歴史的な街並み ○歴史を感じさせる体験ができる ○訪日外国人を含む多くの観光客 【足りない点】 ○仕事場が少ない、人材不足 ○長期的な視点での事業継続が不足	○高野町が持つ稀有な歴史的資源の維持・活用 ○人口減少・高齢化に対応した持続可能な産業施策の実施 ○観光客受け入れ態勢の整備 ○観光・歴史・自然等の資源を次世代へつなげていける人材育成 ○外国人観光客のニーズをふまえた観光地づくり
道路・交通	○道路：都市計画区域内で、主要道路として国道 480 号、国道 371 号、高野天川線が通る ○鉄道：大阪とを結ぶ南海電鉄が通る ○バス：都市計画区域内で路線バス、富貴地域で乗合タクシーが通る ○駐車場：参拝観光客向け駐車場として、常設・臨時合わせて 14 箇所が開設	○道路整備や交通のあり方として「広域的な幹線道路の整備」「まちなかの駐車場整備」「狭い道路の多い地区の道路整備」「歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の設置等）」「町内の地域間をつなぐ道路整備」「バス等の公共交通の充実」を望む	【困っていること】 ○バスの不足（早朝・夜間）、五ノ室方面へのバスルートの新設の要望、南海バスの現行ルート・時刻維持 ○タクシー不足（早朝・夜間・16 時以降） ○空き地の駐車場化 ○歩道の整備	【良い点】 ○広くて歩きやすい歩道 【足りない点】 ○公共交通機関が不便、特にバスと電車の接続が悪い、タクシーが少ない ○駐車場：観光客向けのものが多く、町民が利用しにくい	○地域の実情に応じた生活道路の整備・充実 ○公共交通機関の維持と機能の充実 ○観光客等に向けた駐車場の整備
土地利用	○建物用地は都市計画区域内に多く、町全体としては森林が 90%以上を占める ○農用地区域や地域森林計画対象民有林等の指定 ○高野天川線沿いで新築が進む	○高野町の全体像として「買い物など日常生活が便利なまち」「医療福祉や教育施設等が充実し、安心して子育てができるまち」「歴史文化が継承され、文化活動が盛んなまち」を望む ○今後の土地利用として「良好な住環境の形成」「商業用地（スーパー等）の拡大」「農地・山林等自然環境の保全と活用」を望む	【困っていること】 ○家屋の老朽化対策 【高野町のイメージ】 ○空海の存在、歴史的建造物、仏教文化、豊かな自然等の町の重要な資源を守り、発展させていく必要がある ○発展の余地があり、観光地としての魅力、特に弘法大師振興を中心とした地域文化が根強い	【良い点】 ○精神的な癒しを提供する場所 ○「生と死」を祈る歴史を感じられる場所（杉並木、戦国武将の墓碑など） 【足りない点】 ○生活に必要な商業施設の不足 ○社会人向けの物件の不足 ○寺の所有地で自由に利用できない	○良好な住環境の形成 ○日常生活を不自由なく過ごせる環境づくり ○歴史資源を守り、活用できるまちづくり
景観	○高野町全域で景観計画区域を指定	○景観に対する取り組みとして「古いまちなみ等特色のある地域・建物を、保全・再生していく」を望む	【高野町のイメージ】 ○静かで美しい街並みが評価されている	【良い点】 ○四季折々の美しい景観、豊かな自然 ○多くの寺院、貴重な文化財や史跡 ○伝統的な建造物 ○電柱や電線のない美しい街並み	○美しい自然景観の保全 ○古いまちなみや伝統的な建造物の保全・活用
都市計画・都市施設等	○高野町面積の約 23.4%が都市計画区域 ○都市計画道路：和歌山県全体と比べて、改良+概成率が高い ○都市計画公園：県全体と比べて高い供用率	○公園・緑地等の整備として「都市防災の避難地となる公園の防災機能の向上や整備」を望む ○都市施設の整備として、「診療所・病院」を望む	【困っていること】 ○ごみ処理対策 ○Wi-Fi 環境の改善（天候による電波状況の悪化対策） ○公園の整備 【高野町のイメージ】 ○町の価値を高め、安易な価格競争からの脱却が求められる	【良い点】 ○充実した子育て支援、学びの場充実、安全でのびのびした環境 【足りない点】 ○医療サービスの不足 ○高齢者向けの医療・福祉介護の不足 ○行政情報がネットで届きにくい ○電波状況が悪く届きにくい場所がある ○公園の老朽化 ○公立高校がない	○計画的な都市施設の整備 ○医療体制の充実
住民参加	-	○現状は「特に参加していない」が最も多い	-	【良い点】 ○多くのイベントがあり、町全体がかかわって盛り上げている ○地域住民のつながりの強さ	○町民へ向けた、都市計画等まちづくり情報の提供 ○まちづくりへ参加しやすいような機会の創出

3章 全体構想

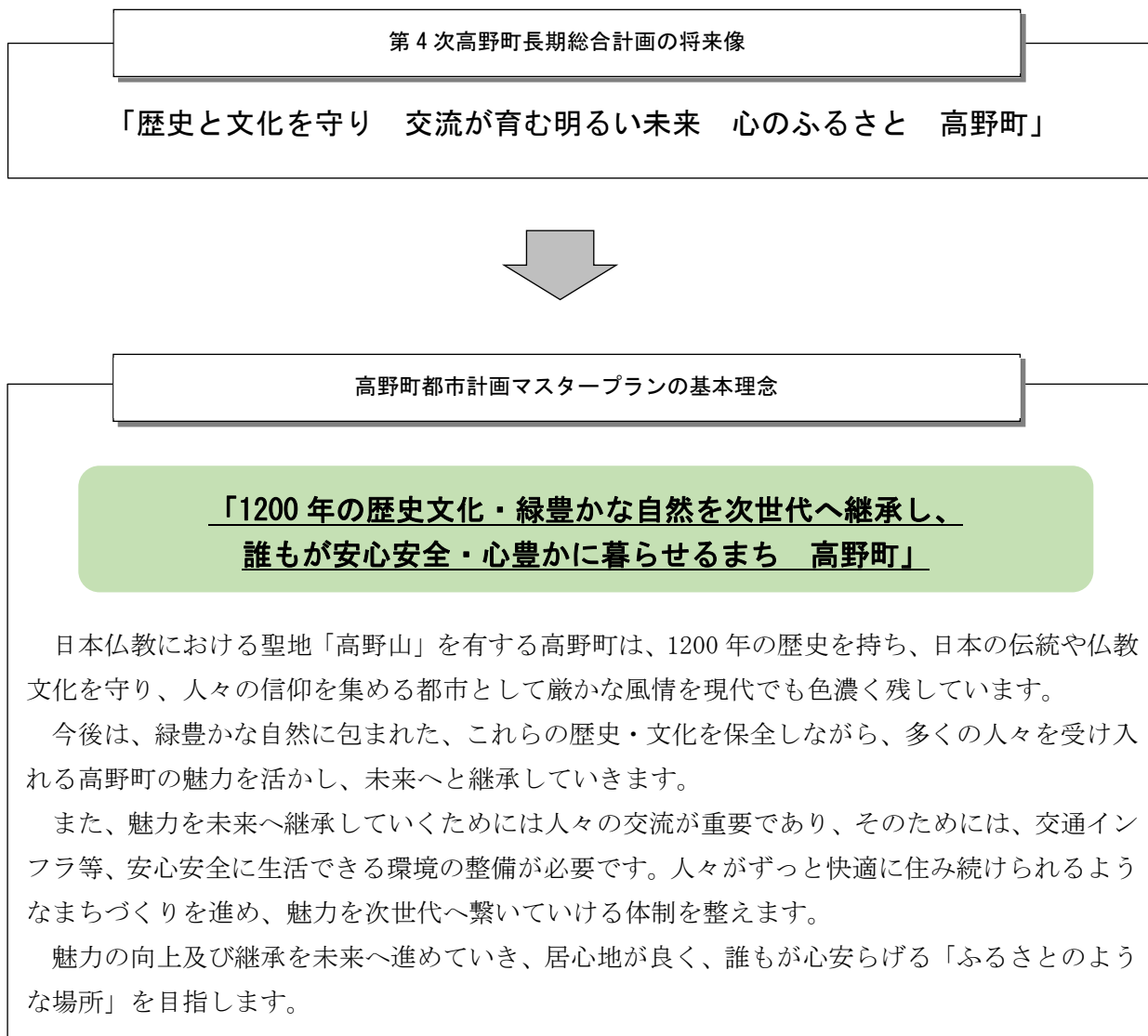
3-1.目指すべき都市像

3-1-1.まちづくりの基本理念

今後のまちづくりを進めていく上での基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めます。

第4次高野町長期総合計画では、令和10年（2028年）での実現を目指し、将来像として「歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町」を掲げています。

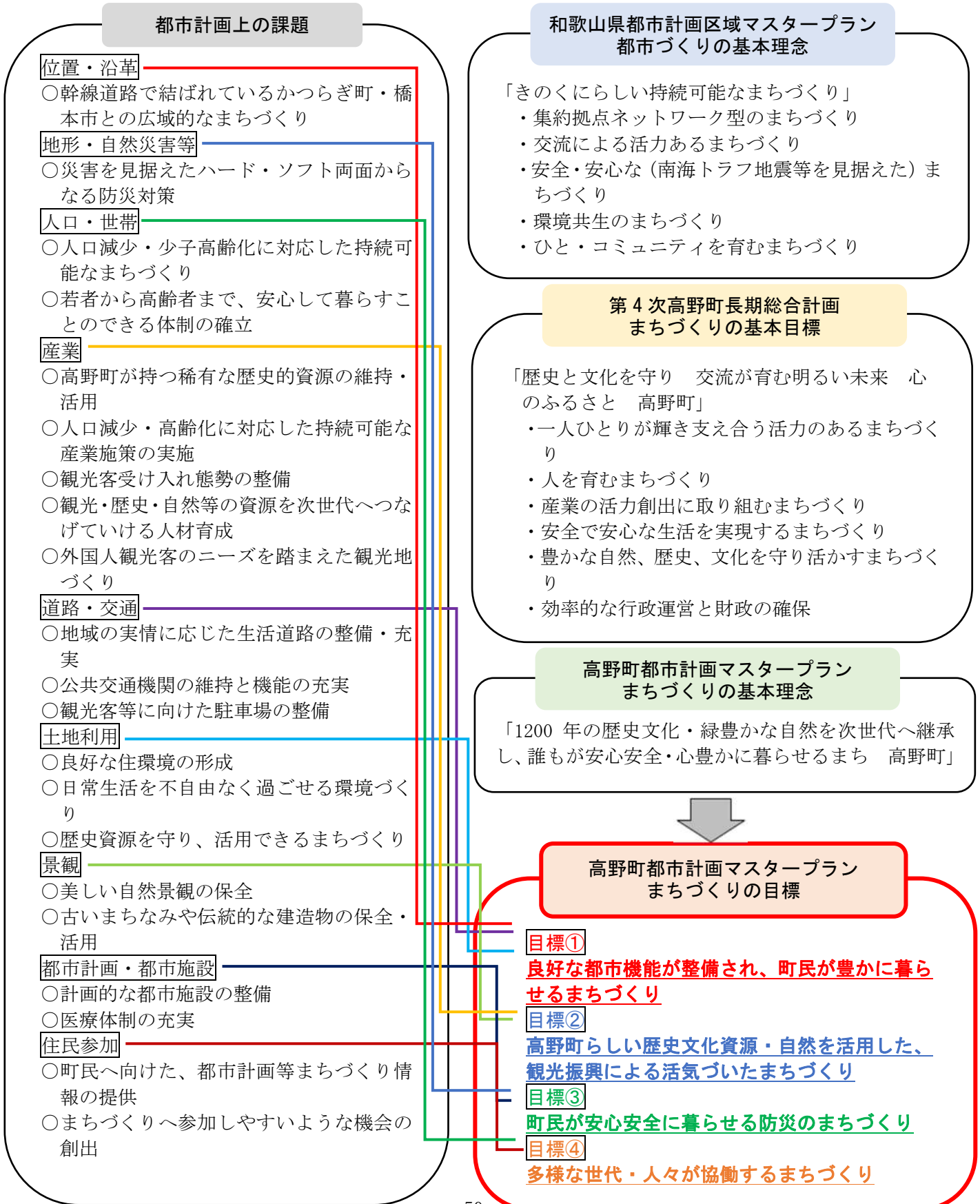
この将来像を踏まえて、まちづくりの基本理念を以下のように設定します。



3-1-2.将来都市構造

(1) まちづくりの目標

本マスタープランの計画年次は令和 27 年（2045 年）としており、基本理念である「1200 年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、安心安全に暮らせるまち 高野町」の実現に向け、都市づくりの施策的目標を次のように定めます。



■まちづくりの目標

目標①：良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり

町民が今後も豊かに暮らせるよう、適切な土地利用誘導を図るとともに、公共交通等の交通インフラや、道路や公園、下水道等の都市施設の充実等を図ります。

また、高野天川線沿いでは、これまでに観光シーズンに観光客が多く訪れることで、一部の場所で道路の渋滞等による利便性の低下や景観の悪化が見られています。このことから、住民がより暮らしやすくなり、かつ観光客がより周遊しやすくなるような環境を整えます。

目標②：高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり

高野町には、金剛峯寺や奥の院等の特徴ある歴史文化資源、50以上の宿坊など高野町を象徴する宿泊施設や、心と身体を癒す豊かな自然など、様々な観光資源を有しています。これらの資源を最大限に活かすために、資源の保全・活用に努めるとともに、観光客のニーズに合わせた観光まちづくりの推進や、体験型観光の充実等、観光客のさらなる増加へ向けた取り組みを進めます。

特に、外国人観光客のニーズを踏まえた観光まちづくりを推進することで外国人観光客の増加を図ります。

目標③：町民が安心安全に暮らせる防災のまちづくり

高齢化が今後も進むと予想されており、より町民が安心安全に暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実を図ります。

また、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震や、想定を超える集中豪雨等を見据え、道路や公共施設等の維持管理や防災に対する意識強化に向けた取り組み等、ハード・ソフト両面からなる防災対策を図ります。

目標④：多様な世代・人々が協働するまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが安心安全に暮らすことのできる体制を整備するために、住民・行政・事業者が協働してまちづくりを進め、かつ個人個人が主体となってまちづくりを進めていくという意識を高めながら、高野町を他地域に誇れるようなまちづくりを進めます。

また、産業振興及び集落機能の担い手育成及び確保についても、様々な人々が協働しながら取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めます。

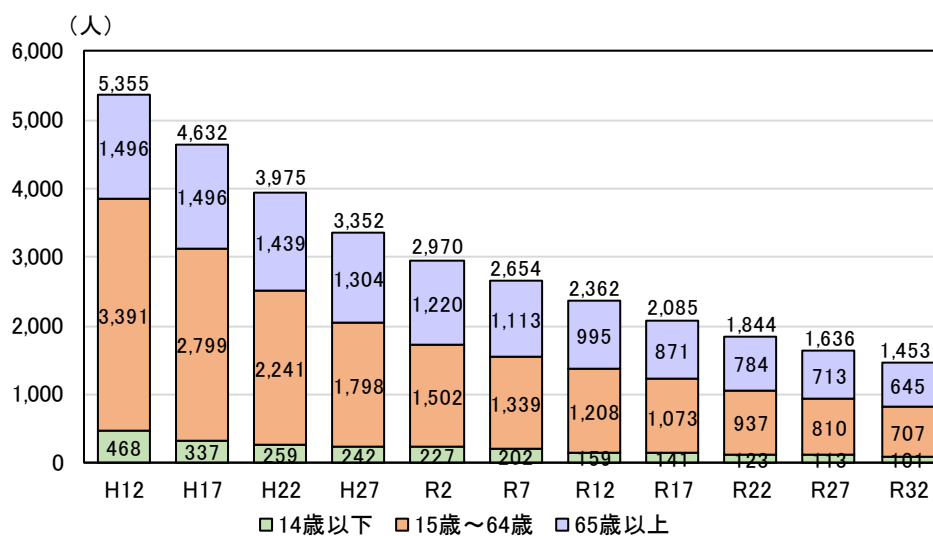
(2) 将来人口フレーム

高野町の行政区域の人口は、令和2年(2020年)国勢調査では2,970人となっており、長年にわたり人口減少が続いています。

令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が算出した将来人口推計の推移を見ると、本マスタープランの目標年次である令和27年(2045年)には人口が1,636人となり、令和2年(2020年)の人口2,970人と比較すると約55%にまで減少すると推測されています。

そのため、本マスタープランにおいては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本とし、目標年の令和27年(2045年)の人口を約1,650人と想定します。

■将来人口フレーム



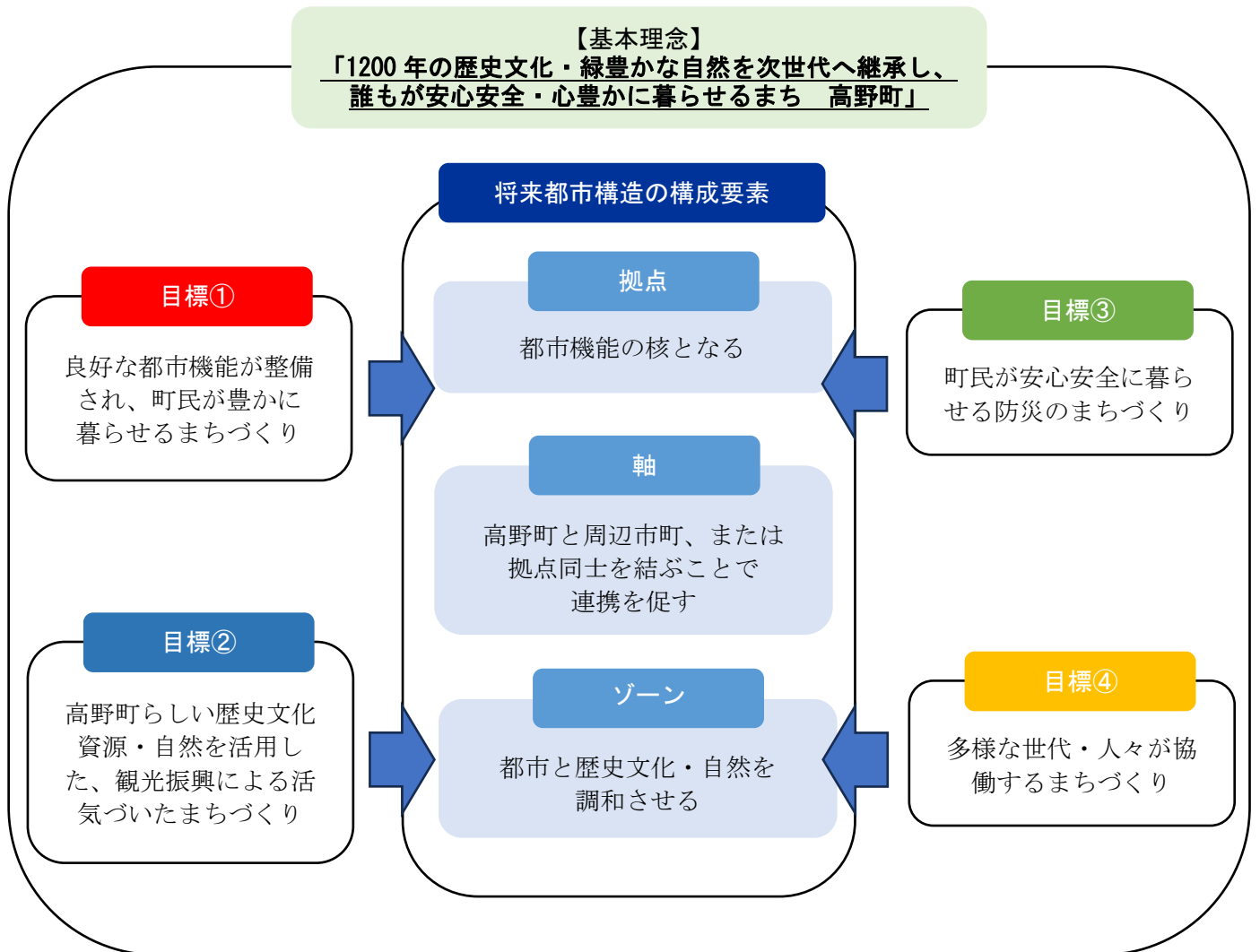
総人口には、年齢不詳を含むため、各数値を合計したものとあわない場合がある

資料:H12～R2:国勢調査、R7～R32:国立社会保障・人口問題研究所

(3) 将来都市構造図

将来都市構造は、都市づくりの目標の達成に向けて、目指すべき将来の都市の姿を描くものです。

高野町の将来都市構造は、これまでに掲げたまちづくりの目標を踏まえた上で、都市機能の核となる地域を「拠点」、鉄道や道路など、高野町と周辺市町、または拠点同士を結ぶことで連携を促す「軸」、都市と歴史文化・自然を調和させる「ゾーン」の3つを設定します。



拠点	都市拠点	行政機能、商業機能、観光機能が最も集積した高野山地域の高野天川線周辺を「都市拠点」とし、都市活動を支える拠点として位置づけます。
	地域拠点	集落が広がっている富貴地域を「地域拠点」とし、地域の特性に応じた拠点形成を図る拠点として位置づけます。
	防災拠点	高野町役場、富貴支所、高野町消防本部、高野町防災ヘリポートを「防災拠点」とし、災害時における情報発信及びその備えが必要な施設として位置づけます。
	観光・歴史文化拠点	金剛峯寺、奥之院、壇上伽藍、大門、徳川家霊台、金剛三昧院、高野山観光情報センターを「観光・歴史文化拠点」とし、広域的な観光・歴史文化的に高野町としての都市の個性を形成する場として位置づけます。
	交通拠点	高野山駅を「交通拠点」とし、高野町の玄関口として位置づけます。

軸	鉄道連携軸	高野町と大阪・橋本方面とを結ぶ南海電鉄を「鉄道連携軸」とし、広域的な連携を図る軸として位置づけます。
	都市連携軸	高野町内の東西を横断する高野天川線、国道 480 号、国道 371 号、川津高野線、国道 370 号を「都市連携軸」とし、高野町の骨格となる軸として位置づけます。
	地域連携軸	国道 371 号（高野龍神スカイライン）、阪本五條線を「地域連携軸」とし、地域間での連携を図る軸として位置づけます。

ゾーン	にぎわい・観光ゾーン	高野山地域の高野天川線沿い周辺を「にぎわい・観光ゾーン」とし、都市的土地利用を集約しながら、多くの文化財や宿坊などの長い歴史が培った厳かな空間の秩序を保ちつつ、歴史・文化などの観光機能が充実したにぎわいある良好な市街地形成を図るゾーンとして位置づけます。
	日常生活ゾーン	富貴地域、筒香地域、細川地域、花坂地域などを「日常生活ゾーン」とし、閑静な住宅地としてゆとりのある居住環境が整った市街地形成を図るゾーンとして位置づけます。
	自然共生ゾーン	森林等自然が広がる土地一帯を「自然共生ゾーン」とし、都市にうるおいをもたらす緑豊かな森林の保全、及び自然と居住環境の共生を図るゾーンとして位置づけます。

3-2.都市の整備方針

3-2-1.土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

- 高野町では誰もが暮らしやすい環境を形成するため、適切な土地利用誘導・規制、無秩序な市街地の拡大防止等を進め、都市の機能性、利便性、安全性の向上を図ります。
- 高野町独自の歴史文化、及び長年にわたり保全されてきた緑豊かな自然を守りながら、住環境との調和を図ります。また、都市部周辺の集落地についても、住環境と農地環境の調和を図ります。

(2) 土地利用の方針

◆住環境・歴史的環境・自然的環境が調和した、高野町らしい土地利用の形成

- 今後も人口減少及び少子高齢化が進むと推測されており、それに伴う空き家や空き地の増加なども懸念されています。高野町の土地利用としては、こうした課題に対応するべく、都市計画区域などの法関係、及び景観計画や歴史的風致維持向上計画などの踏襲、計画的で適切な土地利用の規制・誘導、住環境・歴史的環境・自然的環境が調和した住みよいまちづくりを図ります。
- 適切な土地利用を進めていくため、地籍調査の計画的な実施を図ります。
- 今後開発や建築活動が活発に行われることが予想される区域で、建物用途の混在等による居住環境の悪化を防止する区域については、特定の建物用途の立地制限を行う用途地域等の指定を検討します。

◆日常生活を不自由なく過ごせる環境の形成

- 町民がより便利に暮らすことができるよう、商業・医療・福祉施設などの都市機能と居住機能を集約する立地適正化計画の策定を検討します。
- 老朽化が進む町営住宅などといった、町民の生活に直接関係する公共施設については、今後のニーズを踏まえながら適切な配置及び修繕を行い、町民がより豊かに暮らすことができる環境整備を図ります。また、官民連携による町有地の有効活用も併せて検討します。
- 災害発生時を想定し、緊急車両の進入路の確保等、より安全性の高い土地利用を図るとともに、都市機能の移転を行った場合は移転先または移転跡の適切な土地利用の促進を図ります。

◆1200年の歴史を未来へ残していくための歴史文化・緑・景観の保全

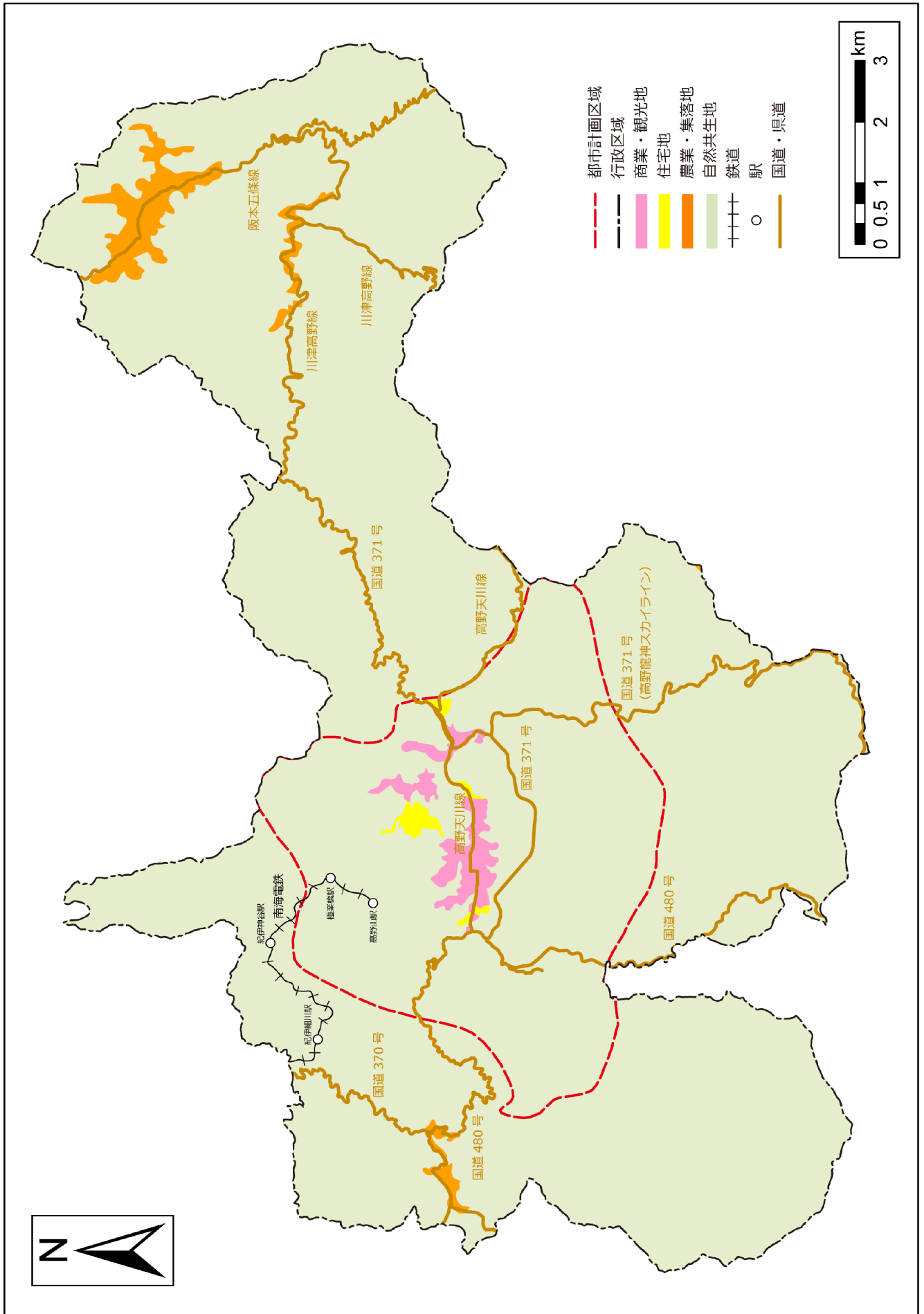
- 良好な景観を阻害する空き家については、放置せず新たな利活用の検討を図ります。また、金剛峯寺などの各種関係団体と協働し、町内のみならず町外の人々にも安心して使用してもらえるような体制づくりを図ります。
- 富貴地域や花坂地域などの集落地については、集落と農地による良好な郷土景観を維持するため、優良農地の保全や農業生産基盤の長寿命化を図ります。
- 森林は、水源の涵養機能や生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和といった快適環境形成機能など多面的な機能を有することから、適切な活用と保全を図ります。

(3) 土地利用の配置

○住宅地や商業・観光地など、土地利用ごとの方針を以下のように設定します。

住宅地	○高野天川線沿いや鶯谷の低層住宅が多くみられる地域は、安全でのびのび暮らすことのできる住環境の整備を図ります。 ○狭あい道路の解消等、安全な住環境の促進を図ります。 ○医療・福祉などといった生活に必要な施設を誘導し、利便性の向上を図ります。 ○空き家等の活用を進め、移住促進を図ります。
商業・観光地	○寺院、宿坊、土産物店、飲食店が多く立地する高野天川線沿いの地域については、商業・観光機能の維持・向上を図ります。 ○町外から自動車及びバスで訪れる観光客を想定し、オーバーツーリズムによる道路の渋滞及び路上駐車などのトラブルを防ぐため、駐車場の配置見直し及び駐車可能台数の再検討など、観光業の推進に伴う環境の整備を図ります。 ○既存の商店街の活性化のために、歩行者空間の充実、回遊性の向上、魅力ある店舗づくりへの支援など商業・観光地としての魅力の向上を図ります。 ○空き店舗等の活用を進め、商業・観光地の活性化を図ります。
農業・集落地	○富貴地域や花坂地域などといった農業環境と住環境が調和した地域については、農地が保全されつつのどかな暮らしを送ることのできる、集落環境・地域コミュニティの維持・向上を図ります。 ○集落内で安心して過ごすことができるよう、医療・福祉などといった生活に必要な施設の整備を図ります。 ○空き家等の活用を進め、移住促進を図ります。
自然共生地	○山間部に広がる森林については、豊かな自然環境を保全し、防災機能の維持を図ります。

■土地利用方針図



3-2-2.交通施設の方針

(1) 基本的な考え方

- 日常生活におけるさらなる利便性の向上、安全性の維持、及び高野町を訪れる観光客がより町内を周遊しやすくなるような交通施設の整備を図ります。
- 道路については、安全で快適な道路環境を維持するため、計画的な補修・整備、カーブミラーやガードレールの設置等を進め、今後も進展が予測されている高齢者社会にも対応した整備を図ります。
- 公共交通については、南海電鉄、路線バスが運行されており、町民の生活を支える交通インフラとして、今後も路線の維持を図ります。また、地域交通の利便性向上に向けて、定時・定路線型乗合タクシー、デマンド型乗合タクシーも運行されており、さらなる利便性向上のために整備を図ります。

(2) 道路の整備方針

◆都市内幹線道路の整備

- 高野町中心部で交通量の多い高野天川線（大門入口～中の橋交差点までの区間）を、高野町の骨格となる軸として連携強化を図る「都市内幹線道路」と位置づけ、関係機関と調整を図りながら、未整備区間や、歩道の拡幅等の整備の必要性が高い箇所について、整備を図ります。

◆地域幹線道路の整備

- 高野山地域と富貴地域、筒香地域、細川地域、花坂地域など、さらには周辺市町とを結ぶ国道370号や国道371号、国道480号、国道371号（高野龍神スカイライン）、高野天川線（中の橋交差点から以東の区間）、川津高野線、阪本五條線については、地域間のさらなる円滑な移動を可能とする「地域幹線道路」と位置づけ、関係機関と調整しながら、未整備区間や整備の必要性が高い箇所について、整備を図ります。

◆その他生活道路の整備

- その他、住宅地や集落地の近くに立地する生活道路については、狭あい道路の解消など、地域の現状に合わせた対応を進め、安全で快適な道路環境の整備を図ります。

◆駅前広場の整備

- 高野山駅の駅前広場等は、鉄道・バス等の公共交通網の結節点であり、住民や来訪者が利用しやすいシームレスな環境整備に努めます。

(3) 公共交通の整備方針

◆鉄道・路線バス・町営乗合タクシーのサービス維持・向上

- 将来都市構造で「鉄道連携軸」と位置づけた南海電鉄、及び「都市連携軸」と位置づけた高野山地域で運行されている路線バスについては、高野町と大阪・橋本方面を結ぶ重要な交通インフラとして、今後も路線の維持を図ります。
- 定時・定路線型乗合タクシー（夢たまごハイランドタクシー）及びデマンド型乗合タクシー（高野町ふれあいタクシー）については、利用者のニーズを踏まえながら、より良く利用できる運行体制を検討し、サービスの維持・向上を図ります。

◆円滑な移動を促進させる、公共交通体系の改善

- 大門から奥之院に至る高野山全体にわたって円滑に移動ができるよう、または公共交通のターミナルである高野山駅と高野山内の円滑で便利なアクセスが確保できるよう、バスの運行ダイヤの再検討等、公共交通体系の改善を図ります。

◆交通弱者への対応

- 自動車の運転が困難な交通弱者に向け、タクシーや路線バス等で利用できる外出支援助成券事業などにより、支援強化を図ります。

(4) 駐車場の整備方針

◆観光客の急増（オーバーツーリズム）への対応

- お盆や紅葉の時期などといった観光のトップシーズンでは、オーバーツーリズムにより渋滞が発生することを踏まえ、駐車場の空き状況の情報発信等の工夫や、必要に応じて駐車場の増設を図ります。また、渋滞緩和のため、駐車場の有料化も検討します。
- 各方面から自動車で行ってくる観光客へ向け、車を降りて山内を歩いて周遊しやすくなるような体制を図ります。

3-2-3.公園・緑地の方針

(1) 基本的な考え方

○公園・緑地は、町民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場のみならず、災害時の避難場所にも活用される等、様々な役割を持っています。今後も町民が豊かに住み続けられるよう、公園・緑地の整備を図ります。

(2) 公園・緑地の整備方針

◆都市計画公園の整備

○都市計画決定されている5つの公園は街区公園及び近隣公園であり、住民同士の交流及び子育ての場として身近な公園です。今後も町民ニーズに沿いながら、維持管理、及び現在未整備である公園の整備を図ります。

◆高野町固有の緑地景観の整備

○市街地を囲む山地や市街地内の社寺と一体となった、固有の緑地景観の保全を図ります。特に、高野龍神国定公園、高野山町石道、玉川峡県立自然公園内の緑地については、その保全を図ります。

○大阪方面から高野町へと続く高野街道の沿道では、歴史的なまちなみと周囲の緑地環境が一体となった景観の保全を図ります。

◆高野町森林公園内の施設の維持管理・活用

○高野山森林公園内の野球場や林間イベント広場等については、今後もスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、定期点検、耐震化などといった維持管理を図ります。また、林業センターは民間のサテライトオフィス等も含めた利活用を図ります。

◆「宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会」に向けた金剛峯寺前広場の整備

○2034年の「宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会」に向けて、現在駐車場として利用されている金剛峯寺前広場を公園として整備する等、町全体の活性化へ向け検討します。

3-2-4.河川・上下水道の方針

(1) 基本的な考え方

- 河川については、治水機能や利水機能、環境機能を考慮し、関係機関と連携しながら、河川の安全性を高める取り組みや親しみやすい河川環境づくりに取り組みます。
- 上下水道については、便利に生活できる環境の整備に向けて、安全で安心な水の供給、衛生的な生活排水処理を推進するとともに、適正な管理運営を図ります。

(2) 河川の整備方針

◆災害時を見据えた浸水対策

- 激甚化・頻発化する災害に備え、河川改修等の浸水対策を図ります。

◆町民が心安らげる場としての河川環境の維持管理

- 富貴地域や筒香地域、細川地域では、生態系に配慮し、今後も町民の憩いの場・安らぐ場所となるよう、維持管理を図ります。

(3) 上水道の整備方針

◆水道施設等の維持管理

- 安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の適正な維持管理を図ります。
- 町民がより豊かに暮らせる環境を整備するため、ライフラインを強化し、耐用年数に基づいた上で、老朽化した配水池・管路の計画的な修繕・改修を図ります。

◆災害時を見据えた対策

- 災害時に適切な送配水ができるよう、管理システムの構築を図ります。
- 山間集落の生活用水の安定供給の確保に向けて、水源の日常的な維持管理や災害時の復旧作業に対する支援を図ります。

(4) 下水道の整備方針

◆各種施設の維持管理

- 公共下水道や下水処理場、ポンプ場については、今後も適切に衛生管理が行えるよう、耐震化などの維持管理を図ります。
- 農業集落排水施設、生活排水施設については、排水状況の定期的な確認など、施設の効率的な管理運営を図ります。

◆雨水対策

- 雨水排水施設の能力を上回る大雨が降ると、排水が間に合わず道路が冠水する場合がありますことから、排水機能の効率化に向けた整備を図ります。

3-2-5.その他都市施設の方針

(1) 基本的な考え方

- 「高野町公共施設等総合管理計画」等に基づき、老朽化した施設の改修等、長寿命化に向けた計画的な更新を図ります。また、公共施設の管理にあたっては、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルの実施を図ります。
- 誰もがいつでも安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

(2) その他都市施設の整備方針

◆供給処理施設の整備

- 高野町のごみ処理施設である高野町じん芥処理センターについては、ごみを橋本周辺広域ごみ処理場へ運搬する際の中継地点等としての活用を図ります。
- 高野町の火葬場については、施設の適切な維持管理に努め、老朽化した個所の改修・更新を計画的かつ効率的に推進します。

◆医療施設の整備

- 町民がより安心して暮らすことのできるよう、橋本保健医療圏等で協力しながら、夜間救急体制の強化や緊急通報システムの導入、医療や介護サービス等の充実を図ります。

◆教育施設の整備

- 高野山の歴史文化を後世に伝えていけるよう、子どもたちの教育に地域学習を充実させるとともに、成人向けの生涯学習では、「高野山学」等の講座開催に取り組みます。さらには、高野町学びの杜（高野山小中学校・公民館・こども園・給食センター）を活用することに加え、施設の維持管理を図ります。

◆安心して過ごせるまちづくりの推進

- 町民はもとより、高野町を訪れるすべての人が生活しやすい環境づくりを進めるために、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ります。

3-2-6.市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

- 将来都市構造で位置づけた都市拠点は、商業、医療、教育等の生活サービス機能を有する施設を適切に配置し、面整備や公共施設の整備等を推進し、人・モノ・情報が集う高野町の中心としての機能充実を図ります。
- 今後新たな市街地の形成が予測される地域については、周辺環境と調和した一体的な土地利用が行われるよう住民のニーズ等も考慮しながら、総合的な基盤整備を図ります。

(2) 市街地整備の方針

◆観光施策と連携した面整備

- 「宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会」の開催に向けて、金剛峯寺前広場の整備や、オーバーツーリズムの対策等、都市拠点での面整備を図ります。
- 歩いて参拝・観光する人々の円滑で快適な移動を支援するため、高野町観光協会等各種関係団体と連携し、地域の活性化に向けた商業・観光機能の充実を図ります。

◆密集した市街地などの整備

- 建物が密集した地区においては、建築物の耐震化・不燃化を一体的に進めるとともに、オープンスペースを避難空地として確保する等、住民と行政の協働によるまちづくりを図ります。
- 市街地整備においては、必要に応じて、土地区画整理事業等の活用により、秩序やゆとりのある土地利用の形成等、地域の特徴を活かしながら良好なまちなみ形成を図ります。

◆移住・定住の推進

- 子育て世代等が安心して暮らすことのできる住宅地の整備を促進する等、若い世代の定住やIJUターンによる移住促進を図ります。
- 若者の定住促進や雇用の場を確保するため、他市町との広域連携によるPRや、サテライトオフィスを含めた企業誘致、ハローワーク等の関係機関との連携強化を推進し、住民のニーズに対応した環境の整備を図ります。

3-2-7.歴史・自然環境保全の方針

(1) 基本的な考え方

- 高野町は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」など、多くの歴史・文化資源を有しており、「高野町歴史的風致維持向上計画」に即した事業に取り組むとともに、資源の保全・活用を図ります。
- 高野町の歴史・文化・伝統等、故郷の誇りを学ぶふるさと教育を推進し、次世代に継承するための基盤整備を図ります。
- 町の多くを山林が占めており、緑豊かな景観が形成されています。各集落内に広がる農地も含めて、今後も景観の維持を図ります。

(2) 歴史・自然環境保全の整備方針

◆文化財の管理

- 文化財の悉皆調査を実施し、今後も文化財の適切な保存及び活用を図ります。
- 宗教法人金剛峯寺や公益財団法人高野山文化財保存会等の関連機関との連携を強化し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」などを構成するそれぞれの文化財に応じた、計画的かつ適切な保全・整備を図ります。
- 町石道や女人道など、先人たちも歩いた歴史ある参詣道については、景観の保全に努めるとともに、景観と調和した案内板の設置などの整備を図ります。
- まちなみ景観の保全や、文化財や施設の維持管理等に向け、法定外目的税の導入を検討します。

◆歴史文化資源の活用

- 高野町観光協会等各種関係団体と連携し、金剛峯寺や大門、奥之院などといった多くの歴史文化資源を、時間や目的などに応じて周遊できるようにするため、観光ルートの形成を図ります。
- 熊野や白浜などを含めた紀伊半島全体の広域連携や情報の一元化を進める高野山観光情報センターを中心として、着地型観光の推進を図ります。
- 近年の外国人観光客の増加や今後のさらなる外国人観光客の増加に対応するために、外国人観光客向けのホームページ開設やSNS等を活用した情報発信、多言語パンフレットの作成等の観光情報発信の充実に向けた取り組みを推進します。

3-2-8.景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 高野町は、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体である「景観行政団体」に位置づけられています。「高野町景観計画」や各種まちづくり施策などに基づき、高野町らしい自然や歴史・文化と調和した景観の形成を図り、修景整備を推進します。公共施設に関しても同様に、高野町景観条例に基づいた整備を図ります。
- 空き家及び空き地対策を進め、まちなみ景観の向上を図ります。

(2) 景観形成の整備方針

◆高野町固有の趣あるまちなみ景観の保全

- 金剛峯寺や大門、壇上伽藍等の歴史文化資源が立地する高野天川線沿い等では、伝統を感じることができる文化的景観が見られます。今後も、先人から脈々と受け継がれてきた景観を守り、高野山固有の趣ある景観として維持・保全を図ります。
- 高野天川線沿道などにおける、趣あるまちなみ空間を維持するため、「高野町景観計画」等に基づきながら屋外広告等に関する適正な規制・誘導を図ります。

◆当時のまま現代へ残されてきた参詣道・樹木の景観の保全

- 女人道沿いに設定されている世界遺産の緩衝地帯、及び町石道においては、先人から受け継がれてきた歴史・文化を感じられるよう、維持・保全を図ります。
- 歴史的建造物のみならず、長年高野町にそびえたつ樹木についても、引き続き後世へ残していけるよう、保全を図ります。

◆関係団体と協働した景観の保全

- 「宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会」の開催に向けて、宗教法人金剛峯寺との連携体制のもと、聖地としてふさわしい文化的景観の保全を図ります。

3-2-9.都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

○近年、地震や豪雨による災害が頻発化しており、今後に向けた災害への的確な対応が求められています。町民が安心して暮らすことの出来るよう、町全体として防災・消防力の強化を図ります。

(2) 都市防災の整備方針

◆防災体制の強化

- 県の総合防災情報システム、防災行政無線等、さらには災害や緊急時に FM ラジオやインターネット、SNS、メールサービス等、多様なメディアを活用し、町民が落ち着いて行動できるような整備を図ります。
- 医療的処置が必要な在宅医療患者についての対応を事前に医療機関と協議し、災害時対応への備えを図ります。
- 防災拠点では、避難生活で必要となる備蓄品の確保等、設備の充実を図ります。
- 自主防災組織の育成や防災訓練の実施により、地域防災力の強化を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置率向上及び適切な維持管理を推進させ、町民の防火意識のさらなる向上を図ります。
- 多くの外国人観光客が来訪するため、災害・防災情報の提供については外国人観光客にもわかるように多言語対応等の取り組みを図ります。

◆都市基盤の強化

- 今後発生する災害を想定して、建物の耐震化や防火対策を支援し、災害復旧や救助活動の拠点となる公共施設や資機材の整備を図ります。
- 大雪による二次災害発生の危険がある場合には、道路の除排雪や排雪場の設置等、町民が安全に暮らすことのできるよう支援を図ります。
- 土砂災害警戒区域などについては、関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の促進を図ります。

◆災害関連調査の実施・各種防災関係計画の検証

- 防火対象物、危険物施設の立入検査等による指導の強化を図ります。
- ハザードマップや各種防災関係計画の定期的な検証を行うとともに、必要に応じて見直すことで、防災機能の向上を図ります。

4章 実現化の方策

4-1. 実現化に向けたまちづくりの進め方

4-1-1. まちづくりを推進するための考え方

- 「1200年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、誰もが安心安全・心豊かに暮らせるまち高野町」を実現させるには、町民、事業者、行政が一体となったまちづくりが必要不可欠です。お互いが目標や課題、進めていくべき施策を認識しながら、魅力ある高野町の実現を図ります。

4-1-2. 町民、事業者、行政の役割

- 町民、事業者、行政のまちづくりにおける役割を以下のように整理し、役割分担と協働のまちづくりを推進します。



町民

- まちづくりの主役として、地域活動への主体的な参加や、町民同士の意見や知識の共有が期待されます。
- まちづくりに関する住民説明会や意見交換会などでは、十分な議論や合意形成を図りながら、行政と一体となったまちづくりの実施が期待されます。



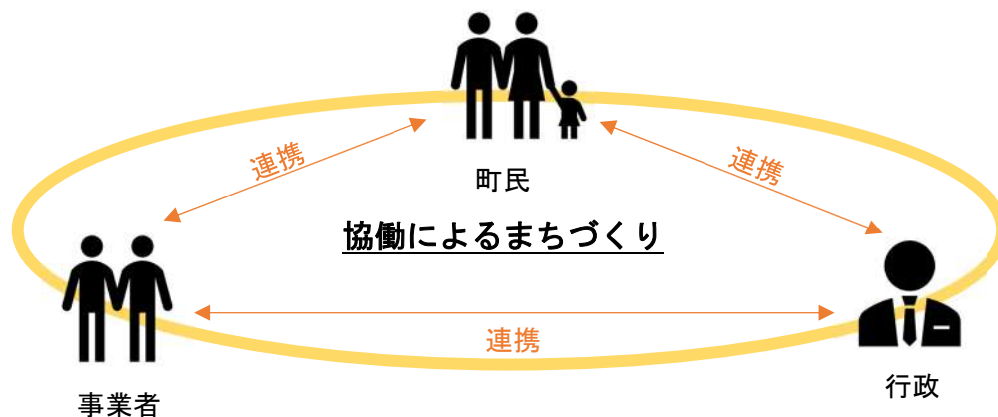
事業者

- 地域の構成員として、地域社会と調和を図りつつ公益的な活動に積極的な参加、協力が期待されます。
- 地域特性や町民のニーズなどを踏まえた、時代に合った事業の実施が期待されます。



行政

- まちづくりの旗振り・調整役として、地域に密着しながら、主導的なまちづくり運営、及び町民と事業者の活動支援を図ります。
- まちづくりの必要性、実施方法及びその過程などを情報提供するとともに、各主体によるまちづくり活動への支援を図ります。



4-1-3.都市計画制度の活用

- 地域の土地の所有者、まちづくり NPO、開発事業者などが都市計画の案を提案することができ、行政の作成する計画案に対して意見を述べるだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画提案制度があります。今後は、こうした制度の活用を推進し、まちづくりや都市計画に対する町民の関心を高め、主体的な参画を促進します。
- 身近な生活空間において、町民や地域内の土地の権利者などが参画し、地域の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を定める制度として、生活に密着した身近な地区において、土地や建物の所有者などが主体となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描き、その実現に向けて身近な生活環境を整備したり、保全したりするきめ細やかな都市計画の制度である、地区計画制度があります。魅力あるまちなみの実現、土地の有効利用の促進など、自分たちが住むまちをより良いものにしていくためには、きめ細かなルールを設けることができる地区計画制度が有効であり、地区計画制度を活用しながら、地域住民が主体となった計画・ルールづくりを推進します。

4-1-4.グリーンインフラ、脱炭素社会、まちづくり DX の推進

- 今後の都市づくりにおいては、都市緑化の推進とエネルギーの面的利用によるグリーンインフラの構築、再生可能エネルギーの導入や建築物の省エネルギー化による脱炭素化、そしてこれらの施策を支えるデータの基盤整備とデジタル技術の活用によるまちづくり DX の推進が不可欠です。そのため、都市緑地の保全・創出、公共交通機関の利用促進、低炭素建築物の促進、デジタル技術の活用等について、取り組みを進めていきます。

4-2.実現化に向けた主要施策の取り組み

- 高野町のまちの将来像の実現に向けた、まちづくりの取り組みを、次のように展開していきます。

目標	方針	対策・施策等
目標① 良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり 目標② 高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり 目標③ 町民が安心安全に暮らせる防災のまちづくり	①町民が暮らしやすく、観光客が観光しやすい地域づくり	○行政・金剛峯寺が連携した整備（金剛峯寺前広場整備 等） ○南海トラフ地震や集中豪雨等、大規模災害を想定した行政主導のインフラ整備

目標	方針	対策・施策等
目標② 高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり 目標④ 多様な世代・人々が協働するまちづくり	②高野町らしい歴史文化資源・自然の保全・活用	○資源周辺の環境整備（町民・事業者・行政の協働による連携） ○外国人観光客へ向けた、案内サインの設置 ○「高野山観光情報センター」を拠点とした観光情報の発信、及び関係機関の間での連携
目標① 良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり	③移住・定住対策の推進	○医療施設の充実（小規模多機能型診療所等） ○就学や就職を機に町外へ移った若者等に対し、高野町で安心して豊かに暮らせるような、IJU ターンによる移住促進事業の推進 ○高野町に住む若者が今後も安心して暮らせる住宅地の整備等の促進 ○町民へ空き家管理状況の聞き取りを行い、事業者が空き家を活用しやすくなるよう空き家バンク等の整備充実

4-3. マスタープランの見直し

- 都市計画マスタープランは、定期的に見直しを行うものとされており、和歌山県が定める「都市計画区域マスタープラン」や、高野町が定める「高野町長期総合計画」等の改訂を踏まえながら、定期的な見直しを行っていきます。
- また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政等の関連する計画の策定により、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時見直しを検討します。

参考資料

用語説明

あ行

I J Uターン	・移住の方法の総称のことを指す。Iターンは都会出身者が地方に移り、定住すること、Jターンは地方出身者がいったん都会に出たあと別の地方に移住すること、Uターンは出身地に戻ることに。
オーバーツーリズム	・観光地において、訪問客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況のこと。
オープンスペース	・公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

か行

既存ストック	・都市において、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの都市施設のこと。
狭あい道路	・幅員 4m未満の道路で、一般の交通の用に供される道路。
宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会	・高野山真言宗の宗祖である弘法大師空海、お大師さまは 835 年に衆生救済の誓願とともに永遠の瞑想に入られた。1,200 年目の節目である 2034 年に執り行われる、お大師さまの功績とお教えを讃える大法会のこと。
グリーンインフラ	・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みのこと。
コミュニティ	・地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。

さ行

サテライトオフィス	・企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
シームレス	・乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。
水源の涵養	・植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

た行

脱炭素社会	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出量をゼロに近づけること。
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な町民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な都市活動を支え、町民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設のこと。主なものとして、道路、公園、下水道などがある。
土砂災害（特別）警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のこと。 ・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のこと。
土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法に基づき、無秩序に建物が建築されたり木造老朽家屋が密集したりする既成市街地のほか、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、良好なまちづくりのために、区画形質を整え道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

は行

ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や洪水等に関する危険箇所（ハザード）、避難所、病院などの拠点施設の位置をまとめた地図（マップ）のこと。
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。
ヒートアイランド現象	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

ま行

まちづくり DX	<ul style="list-style-type: none">・ 基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。
モータリゼーション	<ul style="list-style-type: none">・ 一般に、人々の利用する交通機関のなかで、自動車利用が普及する状態。

や行

ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。
用途地域	<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画法に基づき、都市計画区域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

高野町都市計画マスタープランの策定経緯

時期	内容
令和6年1月10日 ～1月28日	町民アンケート調査
令和6年5月1日	第1回 高野町都市計画審議会 【議事】・都市計画マスタープランについて ・現状と課題について
令和6年9月	庁内関係部局との調整
令和7年6月	新規商業者・商工会若手職員等へのアンケート調査
令和7年10月	和歌山県意見照会
令和8年1月28日	第2回 高野町都市計画審議会 【議事】・全体構想（目指すべき都市像、都市の整備方針）について ・実現化方策について
令和8年2月12日 ～2月26日	パブリックコメント（意見なし）

高野町都市計画審議会（名簿）

機関名等	氏名	備考
住民代表	西本 夏也	会長
蓮華定院	添田 隆昭	
和歌山大学	河崎 昌之	
一級建築士	尾上 恵治	
和歌山森林管理署	香川 直樹	
伊都振興局建設部	前 文仁 (前任：岩本 吉継)	
高野町議会	大谷 保幸	
高野町議会	大西 正人	
高野町議会	中前 好史	
金剛峯寺	今川 泰伸	
西禅院	後藤 慈延	
清涼院	静 慈円	

※敬称略



高野町都市計画マスタープラン

和歌山県 高野町 建設課

〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町高野山 636

TEL : 0736-56-2934 FAX : 0736-56-3355